



68
626



始



65

626

法學士鈴木英助先生 辯護士川崎崔次先生
判事増山外三郎先生 辯護士山川瓊次先生

校閱

改正 人事法書式便覽

(分冊上卷)

東京 日本法令學會

序

戸籍に關する改正法令一度發布せらるゝや之に關する著作として既に發行せられたるもの二十種を超ふ亦た盛んなりと云ふべし。然ども親しく之等を通覽するに其多くは粗にして雜。甚しきに至りては全く價值なきもの亦た尠からず。實務家は勿論一般人に採り眞に參考と爲すに足るもの殆んどあるをなし。之れ豈に痛嘆の至りならずや。時偶々同好の士中央大學學員 司法屬 五島常次郎君 其書式に關する原稿を示さる。借りて熟覽するに啻に書式のみ止まらず各事件に關し一々詳細なる説明を加へありて。其内容の豊富な

序

一

大正
4. 1. 16
内交

る近時其類を觀ざる所なり。氏や法學を耕する。茲に拾有餘年就
 中人事法に趣味を有せらる。其内容の秩序的にして且つ豊富なる
 豈に偶然なりとせんや。想ふに人事日に月に復雜に至るの秋に當
 り。本著の如きは一般人は勿論實務家に採り好箇の羅針盤たるや。
 蓋し疑を容れず。此れ本會が多數の草稿より選を本書に採り。會
 員竝に江湖に紹介する所以なり

大正三年十二月十五日

日本法令學會誌す

改正人事法書式便覽

凡例

- 一本書ハ一般人ハ勿論ト雖モ就中戸籍事務ニ從事スル士ノ爲メニ其參考ト爲スニ在ルヲ以テ人事ニ關スル届出、申立及ヒ申請ノ書式ハ普通ニ生シ得ヘキモノハ殆ント之ヲ網羅シタリ
- 一本書ノ目的ハ書式ノ類示ニアリト雖モ書式ノ應用ハ各事件ノ性質、要件及ヒ效力等ヲ悉知スルニ非サレハ之ヲ全フスル能ハズ然トモ其詳解ニ至リテハ浩瀚ニ涉ルヲ以テ暫ク後日ニ譲リ本書ニハ其必要ノ範圍ニ於テ之カ説明ヲ加ヒ置キタリ
- 一本書ノ説明竝ニ書式ハ主トシテ改正戸籍法ヲ基本トシテ同法典ノ順序ニ隨ヒ民法改正戸籍法、改正寄留法、人事訴訟法及ヒ非訟事件手續法ニ基クト雖モ亦タ必要ナル點ハ汎ク司法省ノ訓令、通牒及ヒ回答等ヲ參酌シタリ
- 一本書中()内ノ數字ハ法令ノ條文ヲ又其頭字ハ各法典ヲ示スモノナリ例ヘハ戸、四三條ハ戸籍法第四十三條民、七三三條ハ民法第七百三十三條ノ類ニシテ其他ハ總テ之ニ準ス

凡例

凡例
 一本書ノ校正ニ付テハ注意ヲ加ヒタルモ時偶々年末ニ際シ多忙ノ爲メ亦タ二三遺漏
 ナキヲ保セス此點ハ寛容ナル讀者ノ諒恕ヲ請フ
 大正三年十二月二十日

著者識

改正 人事法書式便覽

目次

第一章 戸籍ニ關スル届出

第一節 通則	一
第二節 出生	七
第一項 嫡出子、庶子、私生子	七
第二項 嫡出子ノ出生届出	九
第三項 庶子及ヒ私生子ノ出生届出	二六
第四項 棄兒	三九
第三節 私生子認知	四二
第一項 認知	四二
第二項 認知ノ届出	四三
目次	一

第四節 養子縁組

- 第一項 縁組ノ要件……………一六〇
- 第二項 縁組ノ効力……………一六〇
- 第三項 縁組ノ無効及ヒ取消……………一六三
- 第四項 養子縁組ノ届出……………一六三

第五節 養子離縁

- 第一項 協議上ノ離縁……………一六五
- 第二項 裁判上ノ離縁……………一六五
- 第三項 離縁ノ効力……………一六七
- 第四項 離縁ノ届出……………一九九

第六節 婚姻

- 第一項 婚姻ノ要件……………一九四
- 第二項 婚姻ノ効力……………一九四
- 第三項 婚姻ノ無効及ヒ取消……………一九九

第四項 婚姻ノ届出

一三一

第七節 離婚

一四一

- 第一項 協議上ノ離婚……………一四一
- 第二項 裁判上ノ離婚……………一四二
- 第三項 離婚ノ効力……………一四四
- 第四項 離婚ノ届出……………一四五

第八節 親權及ヒ後見(附保佐人)

一五五

- 第一項 親權……………一五五
- 第二項 親權ノ届出……………一五七
- 第三項 後見……………一六六
- 第一目 後見ノ開始……………一六六
- 第二目 後見人……………一七〇
- 第三目 後見人ノ終了……………一七〇
- 第四項 保佐人……………一七六

第五項	後見ノ届出(保佐人)	四
第九節	隱居	一七九
第一項	隱居ノ要件	一八八
第二項	隱居ノ取消	一八八
第三項	隱居ノ效力	一九一
第四項	隱居ノ届出	一九二
第十節	死亡及失踪	一九三
第一項	死亡	一九〇
第二項	死亡ノ届出	一九一
第三項	失踪	一九一
第四項	失踪ノ届出	一九八
第十一節	家督相續	二〇〇
第一項	家督相續ノ開始	二〇四
第二項	家督相續ノ要件	二〇四
第三項	家督相續ノ順位	二〇四
第四項	家督相續ノ效力	二〇七

第五項	家督相續ノ届出	二〇四
第十二節	推定家督相續人ノ廢除	二三五
第一項	廢除及ヒ其取消	二三五
第二項	廢除及ヒ取消ノ届出	二三七
第十三節	家督相續人ノ指定	二四一
第一項	指定及ヒ取消	二四一
第二項	指定及ヒ取消届出	二四三
第十四節	入籍離籍及ヒ復籍拒絕	二五〇
第一項	入籍及ヒ其届出	二五〇
第二項	離籍及ヒ其届出	二五五
第三項	復籍拒絕及ヒ其届出	二五二
第十五節	一家創立及ヒ其届出	二六六
第十六節	廢家及ヒ絶家	二八〇

目次

第一項	廢家及ヒ其届出	二八〇
第二項	絶家	二八五
第十七節	分家及ヒ廢絶家再興	二八六
第一項	分家、廢絶家再興	二八六
第二項	分家、廢絶家再興ノ届出	二八七
第十八節	國籍ノ得喪	二九四
第一項	國籍ノ取得、喪失	二九四
第二項	國籍得喪ノ届出	二九六
第十九節	氏名、族稱ノ變更及襲爵	三〇三
第二十節	轉籍及ヒ就籍	三〇八
第一項	轉籍	三〇八
第二項	轉籍ノ届出	三〇九
第三項	就籍	三一〇
第四項	就籍ノ届出	三一〇

目次

六

第二章 戶籍訂正

第一節	戶籍ノ訂正及ヒ其申請	三二三
第一項	戶籍ノ訂正	三二三
第二項	戶籍訂正ノ申請	三三五

第三章 寄留

第一節	寄留	(分冊下卷)
第二節	寄留ノ届出	(同上)

第四章 裁判ニ對スル申立及ヒ申請

第一節	戶籍訂正許可ノ申請	(同上)
第二節	禁治産及ヒ準禁治産ニ關スル申立	(同上)
第三節	隱居許可ノ申請	(同上)
第四節	不在者及ヒ失踪ニ關スル申立並ニ申請	(同上)

目次

七

第五節	相續ニ關スル申請	八	(同)	上
第六節	廢家許可ノ其申請		(同)	上
第七節	親族會及ヒ申請		(同)	上
第一項	親族會		(同)	上
第二項	親族會ニ關スル申請		(同)	上
第八節	遺言及ヒ其申請		(同)	上
第一項	遺言		(同)	上
第二項	遺言ニ關スル申請		(同)	上

正改 人事法書式便覽

日本法令學會選

第一章 戶籍ニ關スル届出

第一節 通則

第一 届出ノ管轄(戶、四三條四四條 六〇條)

(一) 届出ハ届出事件ノ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要シ(二) 日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル届出ハ其寄留地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要ス又(三) 外國ニ在ル日本人ニ付テハ其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ届出ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

人事法書式便覽

第二 届書ノ記載(戸、四七條乃至四九條五〇條乃至五三條四五條五四條五五條六八條)

(一) 届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ届出人之ニ署名、捺印スルコトヲ要スルモノトス

一 届出事件

二 届出ノ年月日

三 届出人ノ出生ノ年月日及ヒ本籍

尙ホ届出事件ニ因リ届出事件ノ本人ニ隨ヒテ家ヲ去リ、他家ニ入り其他身分ニ變更ヲ生スル者アル場合ニ於テハ届書ニ其者ノ氏名、出生ノ年月日竝ニ本籍及ヒ身分變更ノ事由ヲ記載スルコトヲ要スルナリ

(二) 届出人ト届出事件ノ本人ト異ルトキハ届書ニ其續柄ヲ記載スルコトヲ要シ届出人カ若シ家族ナルトキハ届書ニ戸主ノ氏名及ヒ届出人ト戸主トノ續柄ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(三) 届出ヲ爲スヘキ者カ未成年者又ハ禁治産者ナルカ爲メ親權ヲ行フ者又ハ後見人カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ尙ホ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ必要トス
一 届出ヲ爲スヘキ者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍

二 無能力ノ原因

三 届出人カ親權ヲ行フ者又ハ後見人ナルコト

(四) 證人ヲ要スル事件ノ届出ニ付テハ證人ハ届書ニ出生ノ年月日及ヒ本籍ヲ記載シテ署名、捺印スルコトヲ要ス

(五) 届出人、届出事件ノ本人又ハ證人カ本籍ニ在ラサルトキハ届書ニ其所在ヲ記載スルコトヲ要ス

(六) 又届書ニ記載スヘキ事項ニシテ存セサルモノ又ハ知レサルモノアルトキハ其旨ヲ記載スルコト必要トス而シテ本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ者ニ付キ届出アリタル後其者ノ本籍カ分明トナリタルトキ又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至タルトキハ届出人又ハ届出事件ノ本人ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ十日内ニ届出ヲ受理シタル市町村長ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要スルモノトス

(七) 届書ニハ戸籍法其他ノ法令ニ定メタル事項ノ外戸籍ニ記載スヘキ事項ヲ明瞭ナラシムル爲メ必要ナルモノハ之ヲ記載スルコトヲ要ス其職業又ハ族稱ノ如キハ各本條ニ規定アル場合ニ限り記載スヘキモ事件當事者カ華族又ハ士族ナルトキ若クハ戸主ト族稱ヲ異ニスルトキハ常ニ記載ヲ要スルモノトス

(八) 届書ニハ略字又ハ符號ヲ用キス字畫明瞭ナルコトヲ要ス故ニ文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ届出人之ニ認印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ明カニ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スルコトヲ要スルモノトス

(九) 届出人其他ノ者カ署名、捺印スヘキ場合ニ於テ印ヲ有セサルトキハ署名スルヲ以テ足ル署名スルコト能ハサルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル若シ署名スルコト能ハス且ツ印ヲ有セサルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ルト雖モ此場合ニ於テハ書面ニ其由ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

第三 届出人(戸、四九條五〇條)

(一) 届出ヲ爲スヘキ者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ以テ届出義務者トス然トモ出生、死亡其他單純ノ事實ニ關スル届出ハ未成年者又ハ禁治産者ト雖モ亦之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(注意)親權ヲ行フ者又ハ後見人カ届出ヲ爲ス場合ニ於ケル届書ノ記載ハ本節第二ノ(三)ヲ參照スヘシ又無能力者カ法定代理人ノ同意ヲ得シテ爲スコトヲ得ヘキ行爲例ヘハ隱居、認知、廢家等ニ付テハ無能力者之ヲ届出ツルコトヲ要ス而シテ禁治産者カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書

ニ届出事件ノ效果ヲ理會スルニ足ルヘキ能力ヲ有スルコトヲ證スヘキ診斷書ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ數及ヒ添付書類(戸、五六條五八條)

(一) 二個以上ノ市役所又ハ町村役場ニ於テ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ市役所又ハ町村役場ノ數ト同數ノ届書ヲ提出スルコトヲ要ス又本籍地外ニ於テ届出ヲ爲ストキハ右ニ述タルモノノ外尙ホ一通ノ届書ヲ提出スルコトヲ要スルモノトス而シテ二個所上ノ市役所又ハ町村役場ニ於テ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合トハ例ヘハ甲村ノ男ト乙村ノ女ト婚姻ヲ爲シ其届出ヲ甲村長ニ爲ストキノ如キニシテ此ノ場合ニ於テハ甲乙各村ニ於テ戸籍ノ記載ヲ要スルニ依リ甲村長ハ届書ノ一通ヲ乙村長ニ送付スルコトヲ要シ隨テ届書ハ其役場ノ數ト同數ニ通ノ提出ヲ要スルナリ又本籍地外ニ届出ヲ爲シタル場合ニ更ニ尙ホ一通ノ届書ヲ要スル所以ハ提出ヲ受ケタル役場ニモ亦タ届書一通ヲ保有スルコトヲ要スルカ爲メニ外ナラス前例ニ於テ其婚姻届ヲ甲男ノ所在地タル丙村ニ爲シタルトキハ甲乙村ニ送付スヘキ届書二通ノ外届出ヲ受理シタル丙村ニ領置スヘキ一通即チ三通ノ届書ヲ要スルモノトス以上ノ如クナルヲ以テ一個所ノ市役所又ハ町村役場ニ於テ戸籍ノ記載ヲ爲スニ止マル場合ハ届書ノ提出ハ

一通ニテ足ルヤ勿論トス

(二)届出事件ニ付キ戸主、父母、後見人、親族會其他ノ者ノ同意、承諾又ハ承認ヲ要スルトキハ届書ニ其同意、承諾又ハ承認ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但同意、承諾又ハ承認ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ其旨ヲ附記シ署名捺印セシメ之ニ代ヘルコトヲ得ルモノトス又届出事件ニ付キ官廳ノ許可ヲ要スルトキハ許可書ノ謄本ヲ添付スルヲ必要ナリトス

(三)届書ニ關スル事項ハ同意、承諾又ハ承認書ニ之ヲ準スルヲ以テ本節第二、第四ノ事項ハ同意、承諾又ハ承認書ニ付キ届書ト同一ノ取扱ヲ爲スヘキモノトス

第五 届出ノ期間(戸、六三條乃至六六條民、一四三條)

(一)届出ノ期間ハ届出事件發生ノ日ヨリ之ヲ起算ス又裁判確定ノ日ヨリ期間ヲ起算スヘキ場合ニ於テ裁判力送達又ハ交付前確定シタルトキハ其送付又ハ交付ノ日ヨリ之ヲ起算スヘキモノトス(二)届出ノ期間ヲ定ムルニ月ヲ以テシタル場合ハ曆ニ從ヒテ之ヲ算ス月ノ始メヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ月ニ於テ其起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ滿期間トス而シテ(三)届出期間經過後ノ届出ト雖モ市町村長ハ之ヲ受理スルコトヲ

要スルモノトス

第六 届出ノ證明(戸、六七條)

届出人ハ届出ノ受理又ハ不受理ノ證明書ヲ請求スルコトヲ得但受理ノ證明書ヲ請求スル場合ハ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス(手数料ハ一件ニ付金拾錢トス)

第七 罰則(戸、一七六條一七七條)

(一)正當ノ理由ナクシテ期間内ニ爲スヘキ届出又ハ申請ヲ爲ササル者ハ十圓以上ノ過料ニ處セラル又(二)戸籍法ノ規定ニ依リ市町村長カ期間ヲ定メテ届出又ハ申請ノ催告ヲ爲シタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ其期間内ニ届出又ハ申請ヲ爲ササル者ハ二十圓以上ノ過料ニ處セラルモノトス

第二節 出生

第一項 嫡出子、庶子、私生子

嫡出子、庶子、私生子ハ相續其他ニ關シ大ナル差異アルヲ以テ生レタル子カ嫡出子ナルヤ庶子又ハ私生子ナルヤハ出生ノ届出ヲ爲スニ際シ之ヲ明ニスルヲ必要ナリトス

嫡出子トハ正當ニ婚姻ヲ爲シタル男女ノ間ニ生タル子ヲ謂フ正當ニ婚姻ヲ爲シタル夫婦間ニ妻ノ懐胎シタル子ハ夫ノ子ト推定セラレ又婚姻成立ノ日ヨリ二百日後又ハ婚姻ノ解消(離婚及ヒ)又ハ取消ノ日ヨリ三百日內ニ生タル子ハ婚姻中ニ懐胎シタルモノト推定セラルルヲ以テ其子ハ亦タ嫡出子ナリ然トモ正當ノ婚姻中生レタル子ト雖モ實際夫ノ胤ニ非サルコトアルヘキヲ以テ法律ハ斯ル場合ニ於テ夫ハ其子カ自己ノ子ニ非ラサルコトヲ主張シ裁判所ヘ嫡出子否認ノ訴ヲ起ス事ヲ得ルモノトセリ(民八二〇條八二二條)而シテ茲ニ正當ノ婚姻ト稱スルハ婚姻ノ届出ヲ爲シタル夫婦間ヲ指スモノトス(民七七五條)

庶子トハ正當ノ婚姻關係ナキ男女間ニ生レタル子ニシテ父ノ認知シタルモノヲ謂ヒ私生子トハ正當ノ婚姻關係ナキ男女間ニ生レタル子ニシテ父ノ認知ナキモノヲ謂フ其婚姻外ノ子ナルハ共ニ一ナリ隨テ父母カ婚姻ノ儀式ヲ舉ケタルモ未タ婚姻ノ届出ヲ爲ササル者ハ法律上夫婦ニ非サルヲ以テ其子ハ庶子又ハ私生子トス而シテ私生子ニ付キ父カ之ヲ認知シタル後其男女カ婚姻ノ届出ヲ爲シタルトキハ其子ハ父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シ又父母カ婚姻シタル後其前ニ生レタル私生子ヲ認知シタルトキハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得スルモノトス(民、八三六條)

婚姻カ解消シタル後六箇月內ニ女カ再婚ヲ爲シ子ヲ分娩シタル場合ニ於テ協議上其子ノ父ヲ定ムルコト能ハサルトキハ裁判所ニ於テ之ヲ定ム(民、八二二條)隨テ其子ハ裁判ニ因リ前夫又ハ後夫ノ嫡出子トナリ或ハ他ノ男ノ庶子トナルコトアリトス家族ノ庶子及ヒ私生子ハ戸主ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得サルヲ以テ戸主ノ同意ナキトキハ庶子ハ母ノ家ニ入り私生子ハ一家ヲ創立スヘキモノトス(民、七三五條)

第二項 嫡出子ノ出生届出

第一 届出ノ期間(戸、六九條七七條)

(一) 嫡出子ノ出生アリタルトキハ其日ヨリ起算シテ十四日內ニ其届出ヲ爲スコトヲ要ス
(二) 出生ノ届出ヲ爲ササル前ニ其子カ死亡シタルトキハ出生届ト共ニ死亡届ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄(戸、四三條七〇條七一條五六條)

嫡出子ノ出生届ハ其本籍地又ハ届出人ノ所在地若クハ出生地ノ市町村長ニ之ヲ爲スヘキモノトス又汽車若クハ航海日誌ヲ備ヘサル船舶中ニテ嫡出子ノ出生アリタルト

キハ其到着地ニ於テモ亦タ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ得ルモノトス而シテ本籍地ニ於テ届出ヲ爲ストキハ届書ハ一通ニテ足ルモ其他ニ於テ届出ヲ爲ス場合ニハ届書ハ二通ヲ必要トス

第三 届出義務者(戸、七二條七四條七六條)

(甲) 嫡出子ノ出生届出ハ父ヨリ之ヲ爲スコトヲ要シ唯左ノ場合ニ於テハ母ヨリ之ヲ爲スヘキモノトス

一 父カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合 例ヘハ父ノ行方不明ナルトキ又ハ精神喪失中ナルトキノ如シ

二 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因リ其家ヲ去リタル場合 父カ離婚ニ因リ其家ヲ去リタル場合トハ母カ女戸主ニシテ父カ其入夫タリシトキ離婚シタルトキヲ謂ヒ父カ離縁ニ因リ其家ヲ去リタル場合トハ父カ婿養子タリシトキ離縁シタルトキヲ謂フ

三 父母共ニ子ノ出生前ニ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタル後其子ノ出生前ニ母カ實家ニ復籍シタル場合 父カ婿養子タリシ場合ニ於テ子ノ懐胎後離縁トナリ父母共ニ一旦其家ヲ去リタルモ子ノ出生前ニ父母カ離婚ヲ爲シ母ノミ實家ニ復籍シタルトキヲ謂フ

タルトキヲ謂フニ外ナラス

四 父ノ未定ナル場合 此場合ハ母カ前夫ト婚姻ノ解消シタル後六箇月内ニ他ノ男ト再婚ヲ爲シタル場合ニ於テ子ヲ分娩シ其子ノ夫ヲ定ムルコト能ハサル爲メ裁判所カ其子ノ父ヲ定ムヘキ場合ナリ此場合ニハ届書ニ父ノ未定ナル事由ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(乙) 父又ハ母カ出生届出ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ左ニ掲ケタル者カ其順序ニ從ヒ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

一 戸主

二 同居者

三 分娩ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆

四 分娩ヲ介抱シタル者

又病院、監獄其他ノ公設所ニ於テ子ノ出生アリタルモ父又ハ母ヨリ届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ公設所ノ長若クハ管理人ヨリ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件(戸、六九條)

嫡出子ノ出生届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

- 一 子ノ氏名及ヒ男女ノ別
- 二 出生ノ年月日時及ヒ場所
- 三 父母ノ氏名、本籍及ヒ職業
- 四 子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名
- 五 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ子ナルトキハ其旨
- 六 出生子ノ父未定ナル場及ヒ裁判所カ其父ヲ定ムヘキトキハ出生届書ニハ父ノ未定ナル事由

尙ホ出生届ト認知トノ干係ハ第三節第二項ヲ又届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ(注意)嫡出子否認ノ裁判確定シ戸籍ノ訂正ヲ爲ス場合ノ書式ハ第二十一節戸籍訂正ノ部ヲ参照スヘシ

◎戸主ノ嫡出子出生届書式
其壹 本籍地ニ届出ヲ爲ス場合

出生届

(用紙半紙
届書一通)

東京市京橋區肴町拾番地
戸主木綿商

父	下山新三
母	無職業
出生子	長男 下山好三郎
出生ノ時	大正四年拾月壹日午前七時
出生ノ場所	東京市京橋區肴町拾番地
右出生及御届候也	
大正	年月日

東京市京橋區長 何 某殿

届出人 下山新三
年月日生

◎戸主ノ嫡出子出生届書式
其貳 所在地ニ届出ヲ爲ス場合

出生届

(用紙半紙
届書貳通)

東京市本所區林町七番地

戸主 荒物商
 所在地 東京市本郷區元町五番地

父 山上 清七
 母 無職業

出生子 長女 山上 清七
 大正 年 月 日 時

出生ノ場所 東京市本郷區元町五番地
 右出生及御届候也
 大正 年 月 日

東京市本郷區長 何 某殿

届出人 山上 清七

明治 年 月 日生

(注意) 出生地ニ届出ヲ爲ス場合モ此例ニ準スヘシ

◎戸主ノ嫡出子出生届書式

其參 父カ未成年者ナル場合

出生 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市神田區錦町壹丁目壹番地

戸主 白米商

父

大村

三郎

母

無職業

出生子

次女 大村

はな

大正 年 月 日 時

東京市神田區錦町壹丁目壹番地

右出生及御届候也

大正 年 月 日

右父三郎未成年(明治 年 月 日生)ニ付

親權者父

届出人 大村 留造

明治 年 月 日生

東京市神田區長 何 某殿

(注意) 父未成年者又ハ禁治産者ニ付本籍ヲ異ニスル後見人ヨリ届出ル場合ハ届出人ヲ左ノ例ニ依リ記載スヘシ

右父三郎(明治)年月日(日生)未成年者ニ付後見人
東京市芝區巴町參番地

杉本榮吉(印)

年月日生

●家族ノ嫡出子出生届書式

其壹 本籍地ニ届出ヲ爲ス場合

出生届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市日本橋區本材木町貳丁目八番地

戶主竹内金藏長男吳服商

父 竹内金助

母 無職業 竹内とみ

出出子 長女 竹内きん

出生ノ時 大正年月日時

出生ノ場所 東京市日本橋區本材木町貳丁目八番地

右出生及御届候也

大正年月日

届出人 竹内金助(印)

年月日生

東京市日本橋區長 何 某殿

●家族ノ嫡出子出生届書式

其貳 所在地ニ届出ヲ爲ス場合

出生届

(用紙半紙
届書貳通)

静岡市堅町拾番地

戶主藤井岩吉三男官吏

所在地東京市赤坂區新坂町壹番地

父 藤井隆

出生ノ時 母 無職業
 出生ノ場所 大正 年 月 日 時 五男 藤 井 隆 三
 右出生及御届候也 東京市赤坂區新坂町壹番地
 大正 年 月 日
 届出人 藤 井 隆
 年 月 日生

(注意) 本籍ト異ナル出生地ニ届出ヲ爲ス場合モ此例ニ準スヘシ

●家族ノ嫡出子出生届書式
 其參 父カ未成年者ナル場合

出生届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市芝區櫻川町拾番地
 戸主 小泉七五郎弟魚商
 父 小 泉 久 八
 母 無職業 勝 藏
 出生子 二男 小 泉 勝 藏
 大正 年 月 日 時
 出生ノ場所 東京市芝區櫻川町拾番地
 右出生及御届候也
 大正 年 月 日

右父久八(生年月日)未成年ニ付親權ヲ行フ父
 届出人 小 泉 助 次 郎
 年 月 日生

東京市芝區長 何 某殿

人事法書式便覽

二〇

(注意) 父未成年者又ハ禁治産者ニ付本籍ヲ異ニスル後見人ヨリ届出ル場合ハ第參例ノ注意ヲ參照スヘシ

●戸主ノ未定中家族ノ嫡出子出生届書式

出生届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市神田區小川町七番地

前戸主倉田市造死亡跡戸主未定大工職

父 倉田 吉郎

母 無職業 倉田 吉郎

出生子 長女 倉田 しきん

大正 年 月 日 時

東京市神田區小川町七番地

右出生及御届候也

大正 年 月 日

届出人 倉田 吉郎 印

年月日

東京市神田區長 何 某殿

(注意) 本籍ト異ナル出生地又ハ父ノ所在地ニ届出ヲ爲ス場合ハ第五例ニ準スヘシ

●婚姻中ニ懐胎シ離婚後出生シタル嫡出子ノ出生届書式

出生届

(用紙半紙
届書壹通)

東京府南足立郡千住町千八百拾番地

戸主農

父 木下 茂吉

母 横濱市吉田町 壹番地裁縫業 山田 むめ

出生子 長女 木下 キク

大正 年 月 日 時

横濱市吉田町壹番地

人事法書式便覽

二一

右出生及御届候也

大正 年 月 日

届出人 父 木 下 茂 吉 ㊦
南足立郡千住町長 何 某殿
年 月 日生

●婿養子カ妻ノ懷胎中離婚及ヒ離縁ニ因リ其家ヲ去リタル
後嫡出子出生ノ届書式

出 生 届 (用紙半紙 届書壹通)

仙臺市國分町拾番戸
戸主川上圭治婿養子
父 東京市芝區今入 篠 崎 治 郎
町壹番地會社員
母 圭治長女無職業 川 上 國 子

出、生、ノ、時 大正 年 月 日 時
出生ノ場所 仙臺市國分町拾番戸
父離婚及ヒ離縁ニ因リ實家ニ復籍シタルニ因リ母ノ家ニ入ル
右出生及御届候也
大正 年 月 日
届出人 母 川 上 國 子 ㊦
年 月 日生

仙臺市長 何 某殿

●家督相續ヲ爲シタル胎兒ノ出生届書式

出 生 届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市小石川區關口水道町九番地戸主

父 亡官吏 尾坂 健吉
 母 無職業
 出子 長男 尾坂 眞藏
 出生ノ時 大正 年 月 日 時
 出生ノ場所 東京市小石川區關口水道町九番地
 右出生及御届候也
 大正 年 月 日

届出人 母 尾坂 つる
 年 月 日生

東京市小石川區長 何 某殿

◎父未定ノ子ノ出生届書式

出生届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市麻布區霞町參番地
 戸主大村三太郎妻無職業
 母 大村 きん
 右母六ヶ月ヲ經スシテ再婚シタルニ因リ父未定
 出生子 男 大村 仙吉
 出生ノ時 大正 年 月 日 時
 出生ノ場所 東京市麻布區霞町參番地
 右出生及御届候也
 大正 年 月 日

届出人 大村 きん
 年 月 日生

東京市麻布區長 何 某殿

●嫡出子否認ノ裁判ニ因ル戸籍訂正ノ申請書式
其壹 否認セラレタル子カ其家ニ止マル場合

戸籍訂正ノ申請 (用紙半紙 届書壹通)

長女

右キク嫡出子否認ノ裁判大正 年 月 日確定候ニ付大正 年 月 日ノ届出ニ基
ク右キクノ戸籍訂正相成度別紙裁判ノ謄本相添及申請候也
大正 年 月 日

東京市麴町區富士見町參丁目拾貳番地

戸主中野繁松長男

申請人 中野千太郎

年月日生

東京市麴町區長 何 某殿

右私生子キクノ入家ニ同意ス

戸主 中野繁松

年月日生

(注意) 戸一六七條ヲ参照スヘシ

●嫡出子否認ノ裁判ニ因ル戸籍訂正ノ申請書式
其貳 否認セラレタル子カ一家ヲ創立スル場合

戸籍訂正ノ申請 (用紙半紙 届書壹通)

長女

年月日生

右キク嫡出子否認ノ裁判大正 年 月 日確定
母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ東京市麴町區富士見町參丁目拾番地ニ一家創立
右大正 年 月 日ノ出生届出ニ基ク右キクノ戸籍訂正相成度別紙裁判ノ謄本竝ニ判
決確定證明書相添及申請候也

大正 年 月 日

東京市麴町區富士見町五丁目拾貳番地

戸主中野繁松長男

否認者 中野千太郎

年月日生

東京市麴町區長 何 某殿

(注意) 戸一六七條ヲ参照スヘシ

第三項 庶子及ヒ私生子ノ出生届出

第一 届出ノ管轄期間、(戸、六九條四三條七〇條五六條)
嫡出子出生ノ届出ト同シ第二項ノ説明ヲ参照スヘシ

第二 届出義務者(戸、七二條七六條)

庶子出生ノ届出ハ父ヨリ之ヲ爲シ私生子出生ノ届出ハ母ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス然レトモ父ヨリ庶子ノ出生届ヲ爲スコト能ハス又母ヨリ私生子ノ出生届ヲ爲スコト能ハサルトキハ左ニ掲クル者ハ其順序ニ從ヒ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

一 戸主

二 同居者

三 分娩ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆

四 分娩ヲ介抱シタル者

病院、監獄其他ノ公設所ニ於テ庶子又ハ私生子ノ出生アリタル場合ニ於テ父又ハ母ヨリ其届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ公設所ノ長又ハ管理人ヨリ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第三 届書ノ要件(戸、七〇條)

庶子又ハ私生子ノ出生届書ニ記載スヘキ事項ハ嫡出子ノ出生届書ニ記載スヘキモノト殆ント一ナリ唯タ出生子カ私生子ナルトキ又ハ庶子ナルトキハ其旨及ヒ出生子カ一家ヲ創立スル者ナルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因竝ニ其場所ヲ記載スルコトヲ要スル點ニ於テ差異アルニ過キス故ニ詳細ハ嫡出子出生ノ届書ノ要件ヲ参照スヘシ
尚ホ出生届ト認知トノ干係ハ第三節第二項又届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

出生前認知シタル戸主ノ庶子出生届書式

出生届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市本郷區三組町百番地

戸主會社員

父

武田忠吉

母

今井とら

出生子

庶子女

武田はな

出生ノ時 大正年月日時
 出生ノ場所 東京市本郷區三組町百番地
 右はな出生前認知セラル
 右出生及御届候也
 大正年月日

東京市本郷區長 何 某殿

届出人 武 田 忠 吉
 年月日生

(注意) 父ノ所在地ニ届出ヲ爲ス場合ハ届出人ノ肩書ニ所在地ヲ記入スヘク又本籍ト異ナル出生地ニ届出ヲ爲ス場合ハ各々届書式通ヲ要ス

●出生前認知ナキ戸主ノ庶子出生届書式

出生 届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市本郷區三組町百番地

戸主會社員

父 武 田 忠 吉
 母 東京市芝區明舟 今 井 と ら
 町七番地無職業
 出生子 庶子女 武 田 は な

出生ノ時 大正年月日時
 出生ノ場所 東京市本郷三組町百七番地

右出生及御届候也

大正年月日

届出人 武 田 忠 吉
 年月日生

東京市本郷區長 何 某殿

(注意) 第壹例ノ注意ヲ看ヨ而シテ庶子ニ付キノ出生届出ヲ爲ストキハ特ニ認知ノ届出ヲ爲ササルモ認知ノ効果ヲ生スルモノトス(戸、八三條)

●家族ノ庶子出生届書式

其壹 庶子カ父ノ家ニ入ル場合

出生 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市下谷區竹町拾番地

戶主竹村正造弟吳服商

父

竹村

政吉

母 東京市下谷區御徒
町五番地 無職業

竹村

清吉

出生子 庶子男

竹村

清吉

出生ノ時

大正 年 月 日 時

出生ノ場所

東京市下谷區御徒町五番地

右出生及御届候也

大正 年 月 日

届出人 竹村

政吉

年月日生

東京市下谷區長 何 某殿

右庶子ノ入家ニ同意ス

戶主竹村正造

年月月生

(注意) 第壹例及ヒ第貳例ノ注意ヲ参照スヘシ

◎家族ノ庶子出生届書式

其貳 庶子カ母ノ家ニ入ル場合

出生 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市四谷區伊賀町五番地

戶主大隅三平二男官吏

父

大隅正夫

東京市芝區神明町五番地

戶主淺倉松藏二女無職業

母

淺倉乙と

出生子 庶子男 淺倉梅太郎

出生ノ時 大正 年 月 日 時

出生ノ場所 東京市芝區神明町五番地

父ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ母ノ家ニ入ル

右出生及御届候也

大正 年 月 日

届出人 大 隅 正 夫 ㊦

年 月 日生

東京市芝區長 何 某殿

右庶子ノ入家ニ同意ス

戸主 淺 倉 松 藏 ㊦

年 月 日生

●家族ノ庶子出生届書式

其參 庶子カ一家ヲ創立スル場合

出生 届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市本所區林町拾番地

戸主 北本善吉弟材木商

父 北 本 英 吉

東京府豊多摩郡澁谷町千五番地

母 無職業 加 島 か め

出生子 庶子男 加 島 仙 太 郎

出生ノ時 大正 年 月 日 時

出生ノ場所 東京府豊多摩郡澁谷町千五番地

父及ヒ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ東京府豊多摩郡澁谷町千五番地ニ

家創立

右出生及御届候也

大正 年 月 日

届出人 北 本 英 吉 ㊦

年 月 日生

東京府豊多摩郡澁谷町長 何 某殿

(注意) 第壹例及ヒ第貳例ノ注意ヲ看ヨ又一家創立者ハ父又ハ母ノ氏ヲ稱スルコトハ必要トセス

●戸主ノ私生子出生届書式

出生届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市本郷區弓町八番地

戸主裁縫業

母

藤枝波江

出生ノ時

大正年月日時

私生子男 藤枝重太郎

出生ノ場所

東京市本郷區弓町八番地

右出生及御届候也

大正年月日

届出人 藤枝

波江

年日日生

東京市本郷區長 何 某殿

(注意) 第壹例ノ注意ヲ準用スヘシ

●家族ノ私生子出生届書式

其壹 私生子カ母ノ家ニ入ル場合

出生届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市芝區飯倉町貳丁目壹番地

戸主本林新助妹無職業

母

本林せき

私生子

女

本林せん

出生ノ時

大正年月日時

出生ノ場所

東京市芝區飯倉町貳丁目壹番地

右出生及御届候也

人事法書式便覽

大正 年 月 日

届出人 本 林 せ き ㊦
年 月 日生

東京市芝區長 何 某殿

右私出生ノ入家ニ同意ス

戸主 本 林 新 助 ㊦
年 月 日生

◎家族ノ私生子出生届書式

其貳 私生子カ一家ヲ創立スル場合

出 生 届 (用紙半紙
届書貳通)

長崎市西山町參拾參番地
戸主 松村甲四郎 姉無職業
母 松 村 園 子

私生子 女 松 村 澄 子

出 生 ノ 時 大正 年 月 日 時

出 生 ノ 場 所 東京市赤坂區表町參丁目拾貳番地

右澄子母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ東京市赤坂區表町參丁目拾貳番地ニ
一家創立

右出生及御届候也

大正 年 月 日

所在地東京市赤坂區表町參丁目拾貳番地

届出人 松 村 園 子 ㊦
年 月 日生

東京市赤坂區長 何 某殿

第四項 棄 兒

第一 棄兒

棄兒トハ父母共ニ知レサル子ニシテ且ツ未タ出生ノ届出ナキ者ヲ云フ畢竟身分ノ不

人事法書式便覽

明ナル者ナルヲ以テ之カ身分ヲ明確スルコトヲ要ス之レ戸籍法ニ棄兒發見ノ申出ノ制度ノ存スル所以ナリ

第二 棄兒發見ノ申出(戸、七八條)

棄兒ヲ發見シタル者又ハ棄兒發見ノ申告ヲ受ケタル警察官ハ二十四時内ニ其旨ヲ發見地ノ市町村ニ申出ツルコトヲ要スルモノトス

(注意)此申告アリタルトキハ市町村長ハ氏名ヲ命シ本籍ヲ定メ且附屬品、發見ノ場所、年月日時其他ノ狀況及ヒ氏名、男女ノ別、出生ノ推定年月日並ニ本籍ヲ調査ニ記載シ此調査ヲ以テ届書ト看做シ戸籍法第二〇條ニ依リ棄兒ノ爲メニ戸等ヲ編製スルモノトス

第三 棄兒ノ引取(戸、七九條)

棄兒ノ父又ハ母カ分明トナリ棄兒ヲ引取リタルトキハ一箇月内ニ其出生届ヲ爲シ且ツ前項ニ依リ編製セラレタル戸籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ要スルモノトス其出生届ハ本節第二項同第三項ノ例ニ依ルヘキモノトス

尙ホ申請ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ
●棄兒引取ニ因ル戸籍訂正ノ申請書式

戸籍訂正申請書

東京市麻布區狸穴町壹番地戸主

棄兒男 高田大吉

推定年月日生

右ハ自分ノ長男ナルコト判明致候ニ付キ今般引取ノ上出生届出致候就テハ大正 年 月日何某ノ申出ニ基キ編製セラレタル右大吉ノ戸籍ハ御取消相成度此段申請候也

大正 年 月 日

東京市下谷區萬年町百八拾番地戸主

申請人 父 川 島 吾 助

年月日生

東京市麻布區長 何 某殿

(注意) 本例ニ依ル戸籍訂正ノ申請ヲ爲スニハ出生ノ例中相當例ニ依リ出生届出ヲ爲コトヲ要スルモノトス(戸、七九條)

第三節 私生子認知

第一項 認知

私生子トハ正當ノ婚姻ヲ爲ササル男女間ニ生レタル子ナルコトハ先ニ述ヘタルカ如シ而シテ其認知トハ父又ハ母ニ於テ私生子ヲ自己ノ子ナリト爲ス確認ナリ換言スレハ父カ私生子ヲ自己ノ子ナリトシ又ハ女カ母ノ知レサル私生子ヲ自己ノ子ナリト承認スルニ外ナラス

私生子ハ父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得ヘシト雖モ認知ハ認知者ト子トノ間ニ親子ノ關係ヲ生シ極テ重要ナルモノナルヲ以テ認知カ不當ナルトキハ子其他利害關係人ハ其認知ニ對シ反對ノ事實ヲ主張シテ不當ノ認知ヲ拒ムコトヲ得ヘシ(民、八三四條)又之ニ反シテ實際ノ父又ハ母カ私生子認知ヲ爲ササルトキハ子其直系卑屬又ハ此等ノ者ノ法定代理人ハ其父又ハ母ニ對シ認知ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス(民、八三五條)

私生子ノ認知ハ父又ハ母カ無能力ナルトキト雖モ法定代理人ノ同意ヲ得ルノ要ナク單

獨ニテ之ヲ爲スコトヲ得ルモ認知カ法律上其効力ヲ生スルカ爲メニハ其認知者ヨリ届出ヲ爲スコトヲ要シ父又ハ母カ遺言ニ依リ私生子ノ認知ヲ爲シタルトキハ遺言執行者ヨリ其届出ヲ爲スヘキモノトス(民、八二八條八二九條)尙ホ認知ノ要件、効力ニ付テハ民法第八三〇條乃至八三三條及ヒ八三六條ヲ參照スヘシ

第二項 認知ノ届出

第一 届出ノ期間(民、八二九條戶、八四條八五條八六條)

(一) 認知ハ任意ノ行爲ナルヲ以テ固ヨリ一定ノ届出期間ナク何時ニテモ其届出ヲ爲スコトヲ得ルモノナリト雖モ認知ハ市町村長ニ其届出ヲ爲スニ因リ始メテ効力ヲ生シ其届出ヲ爲スニアラサレハ假令認知ノ意思表示ヲ爲スモ其効ナキモノトス然トモ(二)認知ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添付シテ届出ツルコトヲ要シ(三)遺言ニ依リ認知ヲ爲シタル場合ニ於テハ遺言執行者ハ其届出ヲ爲スノ義務ヲ負フヲ以テ其届出ハ遺言カ効力ヲ生シタル日ヨリ十日内ニ爲スコトヲ要ス又胎内ニテ認知セラレタル子カ死體ニテ分娩シタルトキハ其子ノ出生届出義務者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十四日内ニ認知ノ届出地ニ

於テ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス但遺言執行者カ認知ノ届出ヲ爲シタル場合ハ遺言執行者ヨリ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄（戸、四三條八二條）

認知ノ届出ハ私生子ノ本籍地又ハ認知者ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但胎内ニ在ル子ヲ認知スル場合ニ於テハ認知者ノ本籍地ニ届出ツルコトヲ要スルモノトス而シテ其本籍地ニ届出ル場合ハ届書ハ一通ニテ足ルモ其所在地ニ爲ス場合ニ於テハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

第三 届書ノ要件（戸、八一條八二條八四條）

- 一 私生子認知ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス
 - 一 子ノ氏名、男女ノ別、出生ノ年月日及ヒ本籍
 - 二 死亡シタル子ヲ認知スル場合ニ於テハ死亡ノ年月日
 - 三 父カ認知ヲ爲ス場合ニ於テハ母ノ氏名並ニ本籍及ヒ父ノ職業
 - 四 子カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名本籍及ヒ其戸主ト子トノ續柄
- 父カ母ノ胎内ニ在ル子ヲ認知スル場合ニ於テハ届書ニ其旨、母ノ氏名
認知ノ裁判カ確定シタル場合ノ届書ニハ以上各項ノ外裁判確定ノ日ヲ記載スルコト

ヲ要シ又遺言ニ依リ認知ノ届書ニハ前項ノ外認知者ノ死亡ノ年月日ヲ記載スルコトヲ必要トス

第四 出生届ト認知トノ關係（戸、八三條民、八三六條）

父カ庶子ノ出生届ヲ爲シタルトキハ其届出ハ認知ノ効力ヲ生ス又婚姻前ノ出生子即チ私生子ニ付キ父母カ婚姻中嫡出子出生届ヲ爲シタルトキハ亦タ認知ノ効力ヲ生スルモノトス

●戸主カ私生子ヲ認知スル場合ノ届書式

私生子認知届

（用紙半紙
届書貳通）

東京市牛込區筆筒町百五拾番地

戸主竹中捨吉孫

母 戸主捨吉
ノ長女

竹 中 よ し

私生子 女 竹 中 か を る

右私生子認知及御届候也

大正 年 月 日

四六

年 月 日生

東京市四谷區新堀江町六拾五番地

戸主古物商

認知者 川 上 勝 三 郎 印

年 月 日生

東京市四谷區長 何 某殿

●私生子認知届書式

其壹 家族カ私生子ヲ認知スル場合

私生子認知届

(用紙半紙
届書貳通)

神戸市松本通壹丁目貳拾參番地

戸主太田七兵衛孫

母 戸主七兵衛ノ二女 太 田 カ メ

私生子 男 太 田 岩 吉 年 月 日生

右私生子認知及御届候也

大正 年 月 日

東京市赤坂區一ツ木町六番地

戸主鈴木文造長男無職業

認知者 鈴 木 三 郎 印

年 月 日生

東京市赤坂區長 何 某殿

右岩吉ノ入家ニ同意ス

戸主 鈴 木 文 造 印

年 月 日生

(注意) 此書式ハ私生子カ認知ニ因リ父ノ家ニ入ル場合ノ例ナリ

●私生子認知届書式

人事法書式便覽

四七

其貳 家族カ私生子ヲ認知スル場合

私生子認知届

(用紙半紙 届書貳通)

神戸市松本通壹丁目貳拾參番地

太田七兵衛孫

母 戸主七兵衛ノ二女

太田

カネ

私生子

男

太田

岩吉

父ノ家ニ入ルコトヲ得ス

右私生子認知及御届候也

大正 年 月 日

東京市赤坂區一ツ木町六番地

戸主鈴木文造長男平民無職業

認知者 鈴木 三郎

年月日生

東京市赤坂區長 何 某殿

(注意)

此書式ハ私生子カ認知ニ因リ父ノ家ニ入ルコト能ハサル場合ノ例ナリ

●胎兒ヲ認知スル場合ノ届書式

胎兒認知届

(用紙半紙 届書壹通)

東京府南足立郡千住町千八百五拾四番地

戸主

母

池田

モト

私生子

胎

兒

右胎兒認知及御届候也

大正 年 月 日

東京市淺草區馬道壹丁目九番地

戸主今村與太郎二男小鳥商

認知者 今村 佐助

年月日生

東京市淺草區長 何 某殿

右認知ヲ承諾ス

人事法書式便覽

母 池田モト

年月日生

(注意) 胎兒認知ノ届出ハ戸、四三條ノ適用ナキニ付キ常ニ認知者ノ本籍地ニ届出ルヲコト要スルモノトス(戸、八二條)

●遺言ニ因リ私生子ヲ認知スル場合ノ届書式

私生兒認知届

(用紙半紙 届書式通)

神戸市松本通壹丁目貳拾參番地

戸主太田七兵衛孫

母 太田カメ

戸主七兵衛ノ二女

私生子 男 太田岩吉

年月日生

東京市赤坂區一ツ木町六番地

戸主鈴木文造長男無職業

大正 年 月 日死亡 認知者 鈴木 三郎

右三郎遺言ニ依リ私生子ヲ認知候間遺言ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市赤坂區表町參丁目壹番地

戸主

遺言執行者 村垣 義昌

年月日生

東京市赤坂區長 何 某殿

右岩吉ノ入家ニ同意ス

戸主 鈴木 文造

年月日生

●戸主タル私生子ヲ認知スル場合ノ届書式

私生子認知届

(用紙半紙 届書式通)

人事法書式便覽

五二

東京市神田區錦町參丁目七番地

戸主

私生子 男 久保

啓助

右母 東京市京橋區五郎兵衛町拾參番地

年月日生

戸主 青木 みつ

右私生子認知及御届候也

大正 年 月 日

東京市本所區二葉町百六拾壹番地

戸主魚商

認知者 細 井 直 治

年月日生

東京市本所區長 何 某殿

◎妻子アル成年ノ私生子ヲ認知スル場合ノ届書式

私生子認知届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市京橋區築地貳丁目拾番地

戸主早川嘉三郎孫

母 早川 三郎三女

早川 ヲセ

私生子 男 早川 卓次

年月日生

父福田一夫 二女

母

みつ江

夫卓次ニ從ヒ 其家ニ入ル

年月日生

父卓次 長女

卓次ニ從ヒ 其家ニ入ル

正之介

年月日生

右私生子認知及御届候也

大正 年 月 日

人事法書式便覽

五三

東京市神田區仲猿樂町壹番地

戸主紙商

認知者

山本

助次郎

東京市神田區長 何

某殿

年月日生

右認知ヲ承諾ス

子 早川卓次

◎直系卑屬アル死亡ノ私生子ヲ認知スル場合ノ届書式

私生子認知届

(用紙半紙
届書式通)

神奈川縣足柄上郡小田原町千百四番地

戸主大山源兵衛孫

母

戸主源兵衛二女

大山

さき

大正 年 月 日

死亡

私生子 男

大山

信吉

父 信吉
母 カツ長男

認知セラレタル死亡父
ノ入ルヘキ家ニ入ル

正雄
年月日生

右私生子認知及御届候也

大正 年 月 日

東京市麻布區鳥居坂町六拾番地

戸主山田新六長男無職業

認知者 山田

時次

年月日生

東京市赤坂區長 何 某殿

右信吉ノ入家ニ同意ス

戸主 山田

新六

年月日生

(注意) 右正雄カ成年者ナルトキハ其者ノ承諾アルニ非ラサレハ之ヲ認知スルコト
ヲ得ス此場合ニ於テハ左ノ如ク附記ヲ要ス
右認知ヲ承諾ス

人事法書式便覽

直系卑屬 松本 忠助 (印)

年月日生

●婚姻中妻ノ實家ニ在ル私生子ヲ認知スル場合ノ届書式

私生子認知届

(用紙半紙 届書式通)

神奈川縣足柄上郡小田原町千百四番地

戸主大山源兵衛孫

私生子 男 大山 信吉

年月日生

右母東京市麻布區鳥居坂町六拾番地

戸主山田新六町長男時次妻さき

右婚姻中私生子認知及御届候也

大正 年 月 日

認知者 無職業 山田 時次 (印)

年月日生

東京市麻布區長 何 某殿

●母カ他家ニ嫁シタル後母ノ實家ニ在ル

私生子ヲ父カ認知スル場合ノ届書式

私生子認知届

(用紙半紙 届書式通)

東京市牛込區南榎町拾九番地

戸主田口米藏孫

私生子 男 田口 茂一

年月日生

右母横濱根岸町八番地

戸主國枝力雄妻園江

右私生子認知及御届候也

大正 年 月 日

東京市芝區三田四國町參拾壹番地

戶主酒商

認知者 藤野 祐三

年月日生

東京市芝區長 何 某殿

◎認知セラレタル胎兒死産届書式

胎兒死産届

(用紙半紙
届書壹通)

東京府南足立郡千住町千八百五拾四番地

戶主

母

私生子

池田 モト

胎兒

右胎兒認知大正 年 月 日届出候處大正 年 月 日死體ニテ分娩候ニ付キ此段
及御届候也

大正 年 月 日

東京市淺草區馬道壹丁目九番地

戶主今村與太郎二男小鳥商

出生届出義務者 今 村

佐助

年月日生

東京市淺草區長 何 某殿

(注意) 胎兒死産届ハ認知ノ届出ヲ爲シタル地ニ届出ルコトヲ要スルモノトス(戶、
八六條)

第四節 養子縁組

養子縁組ハ養子ヲシテ養親ノ嫡出子タル自分ヲ取得セシメ其家ニ入ラシムルコトヲ目的トス隨テ養子縁組其届出ノ日ヨリ養子ト養親トノ間ニ實親子ト同一ナル親族關係ヲ生シ養子ハ嫡出子タル身分ヲ取得シ養子ト養方ノ血族トノ間ニハ法律上血族ノ關係ヲ生スルモノトス

第一項 養子縁組ノ要件

養子縁組ヲ爲スニハ左ノ條件ヲ必要トス即チ此條件ヲ具備スルニ非サレハ養子縁組ヲ爲スコトヲ得サルナリ

第一 實質上ノ要件(民、八三七條乃至八四七條)

- (一) 養子ヲ爲ス者ハ成年ニ達シタル者ナルコトヲ要ス 其戸主ナルト家族ナルト又男子ナルト女子ナルトハ固ヨリ問フ處ニアラス
- (二) 尊屬又ハ年長者ハ養子ト爲スコトヲ得ス 尊屬トハ父母、祖父母ノ如キ直系尊屬ハ勿論兄弟、伯叔父母ノ如キ旁系ノ者ヲモ包含スルモノトス
- (三) 戸主カ男子ヲ養子ト爲スニハ法定ノ推定家督相續人タル男子ナキコトヲ要ス

法定ノ推定家督相續人トハ子、孫等ニシテ法律上當然家督相續ヲ爲ス順位ニ在ル者ヲ云フ隨テ法定ノ相續人タル男子アルモ女子ヲ養子ト爲スハ妨ケナキナリ

(四) 養親トナル可キ者カ養子トナル可キ者ノ後見人タラサルコトヲ要ス 但遺言ヲ以テ養子縁組ヲ爲ストキハ後見人カ被後見人ヲ養子ト爲スコトヲ得ルモノトス

(五) 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニ爲スコトヲ要ス 配偶者トハ夫婦ノ一方ヨリ他ノ一方ヲ指ス若シ夫婦ノ一方カ縁組ノ意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲スコトヲ得ルモノトス然レトモ夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子トナス場合ニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル例ハ妻カ婚姻前私生子ヲ舉ケ婚姻後其夫カ妻ノ私生子ヲ養子ト爲ス場合ノ如シ

(六) 縁組ノ意思表示ハ自ら之ヲ爲スコトヲ要ス 即チ法定代理人ニ於テ代表スルコトナク自ら單獨ニテ之ヲ爲スコトヲ要ス然レトモ滿十五歳未満ノ者カ他ニ養子トナルニハ其家ニ在ル父母之ニ代リテ縁組ノ承諾ヲ爲スヘキモノトス但繼父母又ハ嫡母カ此承諾ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノトス 父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノミニテ其承諾ヲ爲シ父母共ニ以上ノ故障アルト

キハ後見人及ヒ親族會ニ於テ其承諾ヲ爲スヘキモノトス
(七) 養子ト爲ルヘキ者ハ法定ノ推定家督相續人ニ非サルコトヲ要ス 法定ノ推定家督相續人ハ必ス其家ノ相續ヲ爲スヘキ者ナレハ養子トナリテ他家ニ入ルコトヲ得サルモノトス

(八) 父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 父母ノ同意ハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルニ在リ又養子縁組又ハ婚姻ニ因リテ一旦他家ニ入りタル者カ更ニ養子トシテ他家ニ入ラント欲スルトキハ實家ニ在ル父母ノ同意ヲモ得ルコトヲ要スルモノトス又父母雙方ノ同意ヲ得ルコト能ハサルコトキハ其一方ノ同意ノミヲ以テ足り其一方ノ同意ヲモ得ルコト能ハサルトキハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ヘキコト前掲(六)ニ於テ説明シタル如シ

(九) 戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 養子ヲ爲ス者及ヒ養子トナル者カ家族ナルトキハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス又養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ養子縁組ニ因リテ他家ニ入ラントスルトキハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス若シ同意ナクシテ縁組ヲ爲トキハ戸主ヨリ離籍又ハ復籍拒絶セラルルコトアルモノトス(注意)離籍、復籍拒絶ニ付テハ第十四節ノ説明ヲ参照スヘシ

第二 形式上ノ要件(民、八四九條)

養子縁組ノ形式上ノ要件ハ其届出ヲ爲スコトヲ要スルニ在リ。縁組ハ一ノ要式行爲ニシテ市町村長ニ其届出ヲ爲スニ因リ効力ヲ生スルモノナリ隨テ其儀式ヲ舉クルモ未タ届出ヲ爲ササル以上ハ法律上養親子ノ關係ヲ生スルコトナシトス

第二項 養子縁組ノ効力

適法ニ養子縁組ノ届出ヲ爲シタルトキハ其日ヨリ養子ハ養親ノ嫡出子タル身分ヲ取得シ養親ノ家ニ入り其家族トナリ養親及ヒ其血族トノ間ニ於テハ血族間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生スルモノトス

第三項 養子縁組ノ無効及取消

第一 養子縁組ノ無効(民、八五一條)

養子縁組ハ左ノ場合ニ限り無効ナリトス

- (一) 人違其他ノ事由ニ由リ當事者間ニ縁組ヲ爲スノ意思ナキトキ
- (二) 當事者カ縁組ノ届出ヲ爲ササルトキ但届出ノ手續ニ誤アルモ當事者カ眞ニ其

届出ヲ爲シタルモノナルトキハ縁組ハ之カ爲メ効力ヲ妨ケラレルコトナシトス
縁組ノ無効ハ法律上全ク不成立ノモノナルヲ以テ何人ト雖モ其無効ヲ主張スルコト
ヲ得ヘシ

第二 養子縁組ノ取消(民、八五二條乃至八五九條)

縁組ハ左ノ場合ニ限り取消スコトヲ得ルモノトス而シテ縁組ノ取消ハ無効ノ場合ト
異リ以下ニ掲クル場合ニ於テ裁判所ノ判決ニ因リテノミ取消サルモノトス

- (一) 未成年者カ養子ヲ爲シタルトキ 此場合ニ於テハ養親又ハ其法定代理人ヨリ
其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得ヘシ
- (二) 尊屬又ハ年長者ヲ養子トナシタルトキ又ハ法定ノ推定家督相續人タル男子ア
ル者カ男子ヲ養子ト爲シタルトキ 此場合ニ於テハ各當事者、其戸主又ハ親族ヨリ
其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得ヘシ
- (三) 後見人カ被後見人ヲ養子ト爲シタルトキ 此場合ニ於テハ養子又ハ實方ノ親
族ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得ヘシ
- (四) 配偶者アル者カ其一方ノミニテ養子ヲ爲シ又ハ養子トナリタルトキ 此場合
ニ於テハ其縁組ニ同意ヲ爲ササリシ配偶者ヨリ裁判所ニ縁組ノ取消ヲ請求スルコト

ヲ得ヘシ

(五) 父母其他ノ者ノ同意ヲ得スシテ養子縁組ヲ爲シタルトキ及ヒ詐欺又ハ強迫ニ
因リ其同意ヲ得タルトキ 此場合ニ於テハ同意ノ權利ヲ有スル者ヨリ其取消ヲ請求
スルコトヲ得ヘシ

(六) 婿養子縁組ノ場合ニ於テ其婚姻カ無効又ハ取消シ得ヘキモノナルトキ 婿養
子縁組ハ縁組ト同時ニ家女トノ婚姻カ成立スヘキモノナルヲ以テ其婚姻カ無効又ハ
取消シ得ヘキモノナルトキハ各當事者ハ之ヲ理由トシテ養子縁組ノ取消ヲ裁判所ニ
請求スルコトヲ得ヘシ

(七) 詐欺又ハ強迫ニ因リ養子縁組ヲ爲シタルトキ 此場合ハ縁組ノ當事者カ不任
意ニ縁組ノ承諾ヲ爲シ又ハ其届出ヲ爲シタル者ナルヲ以テ縁組ノ取消ヲ裁判所ニ請
求スルコトヲ得ヘシ

以上(一)乃至(七)ノ場合ニ於テ縁組ノ取消ヲ請求スルコトヲ得ヘシト雖モ民法上種
種ノ制限アルヲ以テ其詳細ハ民法第八五二條乃至八五九條ヲ參照スヘシ又裁判所カ
養子縁組取消ノ裁判ヲ爲シ其裁判カ確定シタルトキハ其時ヨリ縁組ハ全ク無効ニ歸
ス隨テ縁組ニ因リテ養家ニ入りタル者ハ當然實家ニ復籍スヘク隨テ其裁判ノ確定シ

タルトキハ取消ノ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添付シ市町村長ニ縁組取消ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四項 養子縁組ノ届出

第一 届出期間（戸、八九條九〇條九三條民、八四八條戸、一五六條乃至一六七條）

縁組ハ届出ニ依リテ其效力ヲ生スルモノナルヲ以テ届出ノ期間ニ付テハ固ヨリ之ヲ定ムルノ必要ナシ唯タ遺言ヲ以テ養子ヲ爲シタルトキハ其遺言カ效力ヲ生シタル後遺言執行者ヨリ遲滞ナク縁組ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

縁組取消ノ裁判カ確定シタルトキハ其訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添付シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス又縁組無効ナルトキハ裁判所ノ許可又ハ確定判決ノ日ヨリ一ヶ月内ニ裁判ノ謄本ヲ添付シテ戸籍訂正ノ申請ヲ爲スヘキモノトス（第二章戸籍訂正ノ部参照）

第二 届出ノ管轄（戸、九二條）

縁組ノ届出ハ養親ノ本籍地又ハ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要ス而シテ本籍地ニ爲ス場合ハ届書ハ二通ニシテ足モ所在地ニ於テ爲ス場合ハ三通ヲ要スルモノトス

トス

第三 届出人（民、八四七條八四八條戸、九〇條）

縁組ノ届出ハ其縁組ノ當事者即チ養親ト養子及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ之ヲ爲スヘキモノトス但養子ト爲ルヘキ者カ十五歳未滿ニシテ其家ニ在ル父母カ之ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲シタルトキハ其承諾ヲ爲シタル者又遺言ニ因リテ養子ヲ爲シタルトキハ其遺言執行者ヨリ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件（戸、八八條八九條九三條）

縁組ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スコトヲ要スルモノトス

(一) 當事者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ職業

(二) 養子ノ實父母ノ氏名

(三) 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主トノ續柄

婚家又ハ養家ヨリ更ニ縁組ニ因リテ他家ニ入ル者ニ付テハ前項ニ掲タル事項ノ外實家ノ戸主、前養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス又配偶者ノ一方カ縁組ノ意思表示ヲ爲スコト能サル爲メ他一方カ双方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲ス場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス又遺言執行者ヨリ縁組ノ届出ヲ爲ス場合ニ

於テハ前掲ノ諸件ノ外遺言者ノ死亡ノ年月日ヲ記載シ且之ニ養子ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス又縁組取消ノ届書ニ記載スヘキ事項ハ戶籍法第九三條ニ詳カナリ 尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ看ルヘシ

◎戶主カ養子縁組ヲ爲ス場合ノ届書式

養子縁組届

(用紙半紙 届書式通)

東市府下豊多摩郡淀橋町貳拾番地

戶主農

養父

小林

貞三

養母

無職業

小林

君子

神奈川縣橋樹郡川崎町六番地

戶主川島岩次郎三男農

父 岩次郎
母 さく三男

年月日生

養子

川島

幸藏

東京府北多摩郡府中町拾番地

證人

加藤

孫太郎

神奈川縣愛甲郡厚木町八番地

證人

梅本

八右衛門

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

小林

貞三

小林

君子

川島

幸藏

加藤

孫太郎

梅本

八右衛門

人事法書式便覽

七〇

右縁組ニ同意ス
豊多摩郡淀橋町長 何 某殿

養子ノ父 川島岩次郎
戸主 川島岩次郎
養子ノ母 川島 某
年月日生 年月日生
年月日生 年月日生

◎家族カ養子ヲ爲ス場合ノ届書式

養子縁組届

(用紙半紙
届書式通)

東京市麻布區市兵衛町貳丁目五番地
戸主大谷米藏弟建具職
養父 大谷 助 松
年月日生 年月日生
養母 無職業 大谷 よし
年月日生 年月日生

東京市本郷區曙町百六拾貳番地
戸主茂木金太郎弟無職業

養子 茂木重太郎
母 金助 二男
年月日生 年月日生
東京市麻布區三軒家八拾五番地
證人 松井 龜吉
年月日生 年月日生
東京市神田區錦町貳丁目八番地
證人 石田 乙吉
年月日生 年月日生

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

大谷 助 松
大谷 よし

人事法書式便覽

七一

東京市麻布區長 何 某殿
右縁組ニ同意ス

茂木重太郎
松井龜吉
石田乙吉

養親ノ戸主 大谷米藏

養子戸主 茂木金太郎

養子ノ實父 茂木金助

同實母 茂木シマ

◎養子カ十五年未滿ナル場合ノ届書式

養子縁組届

(用紙半紙
届書式通)

東京市赤坂區表町貳丁目參番地

戸主官吏

養父 今井勇作

養母 無職業 今井ひて

東京市本所區林町五拾九番地

戸主安藤春吉二男學生

養子 安藤甚吉

東京市本郷區弓町拾五番地

證人 淺田時太郎

東京市麻布區六本木町拾七番地

證人

下岡

惣助
年月日生

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

今井

勇作
年月日生

今井

ひて
年月日生

養子甚吉十五歳未満ニ付縁組ノ承諾者

父

安藤

春吉
年月日生

母

安藤

い
年月日生

浅田時太郎
年月日生

下岡

惣助
年月日生

東京市赤坂區長 何 某殿

●婚家ヨリ更ニ養子縁組ニ因リテ他家ニ入ル場合ノ届書式

養子縁組届

(用紙半紙
届書式通)

東京市牛込區市谷加賀町壹丁目拾番地

戸主醫師

養父

河村

基吉
年月日生

東京府南多摩郡八王子町千六拾貳番地

戸主富岡芳雄弟亡幸平妻無職業

父南多摩郡八王子町八番地戸主黒田進
母かたる 二女

養子 富岡 龜子 年月日生

東京市麻布區龍土町五拾番地

證人 中川 秀義 年月日生

東京市赤坂區田町七丁目百六番地

證人 和田 幸吉郎 年月日生

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

河村 基吉 年月日生

富岡 龜子 年月日生

中川 秀義 年月日生

和田 幸吉郎 年月日生

東京市牛込區長 何 某殿
右養子縁組ニ同意ス

實家ノ戸主 黒田 進 年月日生

實母 黒田 かをる 年月日生

婚家戸主 富田 芳雄 年月日生

◎養家ヨリ更ニ養子縁組ニ因リ他家ニ入ル場合ノ届書式

養子縁組届

(用紙半紙
届書式通)

京都府南桑田郡篠村字篠五番戸

戸主農

養父

木曾 徳兵衛

養母

無職業

木曾 ふみ

大阪市南區難波元町壹丁目九番邸

戸主濱野虎次郎養子無職業

養子

父西區新町通貳丁目七番地丸山太助
母 濱野 三太郎

濱野 三太郎

大阪市南區難波元町壹丁目九番邸

前養父

濱野 虎次郎

前養母

濱野 くさ

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

京都府紀伊郡伏見町字兩替町拾丁目壹番地

證人

鈴木 善太郎

京都府久世郡淀町百六拾四番地

證人

稻葉 爲則

右届出人

木曾 徳兵衛

木曾 ふみ

濱野 三太郎

鈴木 善太郎

稻葉 爲則

南桑田郡篠村長 何 某殿

人事法書式便覽

右養子縁組ニ同意ス

養子ノ實父 丸山 太助 年 月 日生

同 實母 丸山 かね 年 月 日生

同 實家 丸山 七平 年 月 日生

同 養父 濱野 虎次郎 年 月 日生

同 養母 濱野 くま 年 月 日生

◎配偶アル者カ養子ト爲ル場合ノ届書式

養子縁組届

(用紙半紙 届書式迄)

東京市芝區櫻川町貳拾五番地

戸主 小間物商

養父 清水 哲次郎 年 月 日生

養母 無職業 清水 サツ 年 月 日生

東京市四谷區傳馬町貳丁目貳番地

戸主 山中松太郎 弟無職業

父亡兵太郎 母亡つ 二男

養子 山中 芳次郎 年 月 日生

父 深川區靈岸町貳番地 増田彦三 三女

養女 芳次郎妻 山中 かよ 年 月 日生

東京市神田區松住町拾番地

證人 齋藤 澤吉

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

東京市日本橋區室町貳丁目四番地
證人 戸塚萬太郎
年月日生

右届出人

清水哲次郎
清水サヲ
山中芳次郎
山中かよ
齋藤澤吉
戸塚萬太郎

東京市芝區長 何 某殿

右養子縁組ニ同意ス

養子芳次郎ノ戸主 山中太郎
年月日生

養子芳次郎ノ實母 山中てつ
年月日生

●夫カ妻ノ子ヲ養子ト爲ス場合ノ届書式

養子縁組縁 (用紙半紙 届書貳通)

東京市麻布區竹屋町拾八番地

戸主會社員

養父 松本岩三
年月日生

東京市淺草區千束町貳拾五番地

戸主篠井直助孫學生

母 麻布區竹屋町拾八番地松本キヨ私生子女

養子

篠井

靜子

東京市赤坂區稻荷町拾番地

年月日生

證人

安村

繁次

東京市麻布區宮村町六番地

年月日生

證人

村上

省三

年月日生

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

松本

岩三

印

篠井

靜子

印

安村

繁次

印

村上

省三

印

東京市麻布區長 何 某殿

右養子縁組ニ同意ス

養父岩三妻 松本

きよ 年月日生 印

養子ノ實 家戸主 篠井

直助 年月日生 印

●婿養子縁組ヲ爲ス場合ノ届書式

養子縁組届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市本所區林町五番地

戸主藥劑師

養父

内山

春雄

養母 無職業

内山

さよ 年月日生

八五

東京市下谷區仲御徒町八番地

年月日生

戸主 太田正則二男無職業

父 正則 二男

母 しげ

婿養子 太田 一夫 年月日生

東京市深川區八幡町參番地

證人

村岡 虎太郎 年月日生

東京市麴町區三番地貳番地

證人

藤井 直輔 年月日生

右婿養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

内山 春雄	内山 さよ	太田 二夫	村岡 虎太郎	藤井 直輔
Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ

東京市本所區長 何 某殿

右養子縁組ニ同意ス

養子戸主實父 太田 正則 Ⓜ 年月日生

養子ノ實母 太田 しげ Ⓜ 年月日生

(注意)

婿養子縁組ノ場合ハ同時ニ婚姻届ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

●戸内ニ於テ養子縁組ヲ爲ス場合ノ届書式

人事法書式便覽

養子縁組届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市芝區櫻田本郷町拾八番地

戸主貿易商

養父

西村光之助

養母 無職業

西村みさ

東京市芝區櫻田本郷町拾八番地

戸主西村光之助弟無職業

父亡 西村一 二男
母亡 たげ

養子

西村東四郎

東京市日本橋區箱崎町六番地

證人

今村柳三郎

年月日生

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

東京市京橋區鍋町拾番地

證人

石田辰馬

年月日生

右届出人

西村光之助

西村みさ

西村東四郎

今村柳三郎

石田辰馬

東京市芝區長 何 某殿

●廢家ノ上養子縁組ヲ爲ス場合ノ届書式

九〇

養子縁組届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市本郷區竹町壹番地

戸主下宿業

養父

青木

伊八

年月日生

東京市麴町區五番町貳拾八番地

廢家戸主古物商

父亡本郷區龍岡町三番地大野久三郎

母亡 二男

養子

大野

兵次郎

年月日生

父 大野兵次郎

長男

母亡 夫兵次郎ニ從ヒ

政

次郎

年月日生

東京市本郷區龍岡町貳番地

證人

前川

七兵衛

年月日生

東京市淺草區河原町拾番地

證人

大崎

政太郎

年月日生

右養子縁組及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

青木

伊八

大野兵次郎

前川七兵衛

大崎政太郎

東京市本郷區長 何 某殿

(注意) 廢家者ニ家族カ數名アルトキモ亦々本例ニ準スヘシ

●遺言ニ因リ養子縁組ヲ爲ス場合ノ届書式

養子縁組届

(用紙半紙
届書貳通)

東京市京橋區築地壹丁目壹番地

戸主印刷業

年月日死亡 養父

宮内正一郎
年月日生

東京市麴町區六番町六番地

戸主吉田武七二男學生

父武七
母ふし 二男

養子 吉田與市郎
年月日生

東京市芝區神明町拾五番地戸主

證人

石黒末吉
年月日生

東京市日本橋區人形町拾八番地戸主

證人

小田米太郎
年月日生

右正一郎ノ遺言ニ依リ養子縁組候間遺言書ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市麴町區飯田町參丁目參拾番地

戸主

遺言執行者 神山八重吉 印
年月日生

養子 吉田與市郎 印
年月日生

石黒末吉 印

小田米太郎 印

東京市京橋區長 何 某殿

右養子縁組ニ同意ス

養子ノ父 戸主 吉田武七 印

養子ノ母 吉田 年 月 日生
ふ し 年 月 日生
⑩

●縁組取消ノ裁判確定ノ場合ニ於ケル届出書式

養子縁組取消届

(用紙半紙 届表貳通)

東京市赤坂區新町百五十二番地

戸主士族官吏

養父 戸塚 榮 爲

養母 無職業 戸塚 さ き 年 月 日生

實家戸主京橋區竹川町七番地
須賀貞吉二男平民學生

父 貞吉
母 八重

養子 戸塚 宏 一 年 月 日生

右大正 年 月 日養子縁組及御届候處縁組取消ノ裁判大正 年 月 日確定致候
ニ付別紙裁判ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

申請人 戸塚 榮 爲 ⑩

戸塚 さ き ⑩

東京市赤坂區長 何 某殿

(注意) ●戸、九三條ヲ参照スヘシ

第五節 養子離縁

養子離縁ニハ協議上ノモノト裁判上ノモノトアリ左ニ之ヲ説明スヘシ

第一項 協議上ノ離縁

養子縁組ハ當事者ノ協議ヲ以テ離縁ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖モ養子カ滿十五歲未滿ナルトキハ離縁ハ養親ト養子ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲ス權利ヲ有スル者即チ實家ニ在ル父母ノ協議ヲ以テ之ヲ爲ヘク而シテ實家ニ在ル繼父母又ハ嫡母カ離縁ノ協議ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ必要トス尙ホ養親カ死亡シタル後養子カ離縁セントスルトキハ戸主ノ同意ヲ得テ離縁スルコトヲ得ルモ若シ養親カ死亡シ養子カ戸主トナリタル後ハ直ニ離縁ヲ爲スコト能ハサルヲ以テ隱居ヲ爲シ新戸主ノ同意ヲ得テ離縁スヘキモノトス(民、八六二條八七四條)而シテ滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離縁ヲ爲スニハ實家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス若シ父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ルモ父母共ニ同意ヲ爲ス能ハサルトキハ未成年ノ養子ハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス又繼父母及ヒ嫡母カ子ノ離縁ニ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ離縁ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(民、八六三條)

離縁ノ意思表示ハ養親又ハ養子カ禁治産者ナルトキト雖モ自ラ意思ヲ表示スルコトヲ要ス其者カ二十五年ニ達セザルトキハ父母ノ同意ヲ得ヘキコトハ右説明ノ如シ(民、八六四條)

協議上ノ離縁ハ縁組ト同シク市町長村ニ届出ルニ因リテ其效力ヲ生ス而シテ其届出ニ付テハ當事者双方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ之ヲ爲スヘク市町村長ハ法令ニ違反シタル届出ナルトキハ之ヲ却下スヘキモ之ヲ受理シタルトキハ届出ノ方式ニ瑕疵アルモ之カ爲メ離縁ハ其效力ヲ妨ケララルコトナク届出ト同時ニ離縁ノ效力ヲ生スルモノトス(民、八六五條)

第二項 裁判上ノ離縁

離縁ニ付キ當事者間ニ協議ノ調ヘタル場合ハ前項説明ノ如シト雖モ若シ其協議カ調ハサルトキハ當事者ノ一方ヨリ裁判所ニ請求シ裁判上ノ離縁ヲ爲スノ外ナシ而シテ裁判上ノ離縁ヲ爲スニハ一定ノ原因存スルコトヲ要シ又養子カ戸主トナリタル後ハ隱居ヲ爲シタル後ニ非サレハ離縁ノ訴ヲ提起スルコト能ハサルハ前項ニ一言シタル所ニ同シ而シテ縁組ノ當事者ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ルモノトス(民、八六六條)

- 一 他ノ一方ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 二 他ノ一方ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ

- 三 養親ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
 - 四 他ノ一方カ重禁固一年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 - 五 養子ニ家名ヲ瀆シ又ハ家産ヲ傾クヘキ重大ナル過失アリタルトキ
 - 六 養子カ逃亡シテ三年以上復歸セサルトキ
 - 七 養子ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
 - 八 他ノ一方カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
 - 九 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離婚アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離婚又ハ婚姻ノ取消アリタルトキ
- 離婚ノ訴ハ以上ニ掲ケタル場合ニ於テ之ヲ提起スルコトヲ得ルモノナリト雖モ各個ノ場合ニ於テ民法上種々ノ制限アルヲ以テ其詳細ハ民法第八六八條乃至八七三條ヲ參照スヘシ
- 尙ホ養子カ離婚ノ訴ヲ提起スヘキ場合ニ於テ滿十五年ニ達セサルトキハ其縁組ニ付キ承諾ノ權利ヲ有スル者ヨリ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得而シテ其養子ノ父母カ繼父母又ハ嫡母ナルトキハ其繼父母又ハ嫡母ハ親族會ノ同意ヲ得タル上ニ非サレハ離婚ノ訴

ヲ提起スルコト能ハサルモノトス(民、八六七條)

第三項 離婚ノ效力

養子カ離婚トナリタルトキハ協議上又ハ裁判上ノ離婚ナルトヲ問ハス養子ト養親ト間ニ生シタル親子關係ハ總テ消滅ニ歸ス隨テ離婚後ニ於テハ養子ト養親及ヒ其血族トノ間ニ於ケル親族關係ハ消滅スルモノトス(民、七三〇條)

養子カ離婚セラレタルトキハ實家ニ復籍シ縁組前ニ於テ有セシ身分ヲ回復スルモノトス然レトモ第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコト能ハサルヲ以テ例ヘハ二男タル養子カ離婚復籍ヲ爲ス當時既ニ三男カ家督相續ヲ爲シ其家ノ戸主トナリタルトキハ二男自ラ戸主トナルコト能ハサルモノトス(民、八七五條)然レトモ實家ノ戸主ノ同意ヲ得シテ縁組ヲ爲シタル爲メ其戸主ヨリ復籍ヲ拒マレタル養子ハ離婚トナルモ實家ヘ復籍スルコト能ハス又離婚當時既ニ實家カ廢絶家トナリ復籍スヘキ家ナキトキハ孰レモ一家創立若クハ廢絶家ヲ再興スヘキモノトス

第四項 離婚ノ届出

第一 届出ノ期間（戸、九八條、民、八六四條）

離縁モ亦タ養子縁組ト同シ届出ニ因リテ其效力ヲ生スルモノナルヲ以テ其届出ニ付テハ固ヨリ一定ノ期間ナキモノトス只裁判上ノ離縁ニ付テハ離縁ノ裁判力確定シタルトキハ其訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ其届出ヲ爲スヘキモノトス

第二 届出ノ管轄（戸、四三條、五六條）

離縁ノ届出ハ當事者ノ本籍地又ハ其届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ當事者ノ本籍地カ同一市町村役場ノ管内ナルトキハ届書ハ一通ニテ足ルモ其本籍地カ異ナルトキハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス又所在地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ當事者ノ本籍地カ各其管轄ヲ異ニスルトキハ三通ノ届書ヲ必要トス

第三 届出人（戸、九六條九七條、九八條、民、八六四條）

離縁ノ届出ハ其當事者即チ養父母ト養子ト成年ノ證人二人以上ヨリ之ヲ爲スヘキモノトス

但養子カ十五年未滿ナルトキハ實家ノ父母ト養親トヨリ其届出ヲ爲スヘク又養親カ

死亡シタル後離縁スルトキハ養子ヨリ届出ヲ爲スコトヲ得ルモノトス又裁判上ノ離縁ニ付テハ訴ヲ提起シタル者ヨリ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件（戸、九五條、五八條）

離縁ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

- (一) 當事者ノ氏名、本籍及ヒ職業
 - (二) 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
 - (三) 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 - (四) 養子ノ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 - (五) 養子カ一家ヲ創立スル者ナルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因竝ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所
- 當事者カ養子離縁ヲ爲スニ付キ第一項ニ述ヘタル如ク戸主、父母、後見人又ハ親族會ノ同意ヲ要スル場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ同意ノ證書ヲ添ヘ又ハ同意ヲ爲シタルモノヲシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要スルモノトス尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節ノ通則及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●普通ノ場合ニ於ケル書届式

養子離縁届

(用紙半紙
届書式通)

千葉縣市原郡八幡町拾參番地

戸主農

養父

堀井

半助

養母

無職業

堀井

年 月 日生

實家戸主茨城縣行方郡麻生町池田虎次郎

父 池田虎次郎

母 いと三男

堀井

年 月 日生

養子 學生 堀井 慎吉

千葉縣長生郡茂原町六拾番地

戸主山口林造弟

證人

山口

幸助

年 月 日生

茨城縣西茨郡大原村八番地戸主

證人

後藤

正之助

年 月 日生

右養子離縁及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

堀井

半助

堀井

年 月 日生

堀井

慎吉

山口

幸助

後藤

正之助

市原郡八幡町長 何 某殿

右離縁ニ同意ス

養子ノ實父 池田虎次郎

養子ノ實母 池田 いと 年月日生 年月日生

●婿養子カ離婚ヲ爲サスシテ離縁ヲ爲ス場合ノ届書式

婿養子離縁届

(用紙牛紙 届書式通)

東京市神田區松永町四拾壹番地 戸主材木商

養父

稻本

清吉

母

無職業

稻本

しん 年月日生

實家戸主芝區宮永町七番地津田新吾

右養子離縁及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 稻本 清吉

夫ト共ニ 家ヲ去ル

父 津田新吾 二男

母

サキ

稻本

房次 年月日生

父 稻本清吉 二女

母

しん

稻本

たけ 年月日生

婿養子房次妻無職

東京市赤坂區檜町四拾二番地戸主

證人

西村

毅 年月日生

東京市神田區相生町五番地

證人

井内

彌三 年月日生

東京市神田區長 何 某殿
右離縁ニ同意ス

稻本 房次
西村 穀
井内 彌三

房次ノ實父 津田 新吾

同 實母 津田 サキ

年月日生 年月日生

◎配偶者アル養子カ離縁ヲ爲ス場合ノ届書式

養子離縁届 (用紙半紙 届書貳通)

埼玉縣北足立郡浦和町貳百六番地

戶主精米商

養父 山田 仙三

年月日生

實家戶主埼玉縣大里郡熊谷町五拾九番地

山野常助弟

養子 米商 山田 元吉

年月日生

父亡埼玉縣比企郡松山町拾八番地山野伊平

母 養女 無職業 山田 九か

父千葉縣山武郡源村八番地西尾三平

母 養女 無職業 山田 九か

年月日生

千葉縣海上郡銚子町百拾五番地

證人 吉野 市松

年月日生

千葉縣夷隅郡大多喜町拾參番地

證人

伊藤

七造

年月日生

右養子離縁及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

山田

仙三

印

山田

元吉

印

山田

元吉

印

吉野

元吉

印

伊藤

七造

印

北足立郡浦和町長 何 某殿

(注意) 養家ニ於テ妻ヲ迎ヘタル養子カ離縁ヲ爲ス場合亦タ本例ニ準スヘシ

●十五歳未満ノ養子カ離縁スル場合ノ届書式

養子離縁届

(用紙半紙 届書式通)

東京市坂區福吉町壹番地

戸主菓子商

養父

近藤

市藏

養母

近藤

文三

養子

近藤

巳之松

實家戸主下谷區坂本町六番地小山安平二男

母 小山安平二男

養子

近藤

巳之松

東京市牛込區門前町六番地戸主

證人

安吉

西吉

年月日生

東京市神田區神保町八番地戶主

證人

大谷梅之介

年月日生

右養子離縁及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

近藤市藏

近藤 文 三

養子誠之助十五年未滿ニ付離縁ノ承諾者

父 小山 安平

同母 小山 さん

安 吉 西 吉

大谷梅之介

年月日生

東京市赤坂區長 何 某殿

◎養親ノ死亡シタル後離縁ヲ爲ス場合ノ届書式

養子離縁届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市麻布區宮下町四拾番地戶主飯田傳吉

養父亡 正助 養子無職業

養母亡 かつ 實家戶主東京市芝區新町壹番地室田八十助

母 室田八十助 二男

養子 飯田 文 吉

年月日生

東京市麴町區富士見町拾番地戶主

證人 淺見 彦 六

年月日生

東京市四谷區鹽町百五拾番地

證人

大湯三之助

年月日生

右養親死亡シタルニ依リ戸主ノ同意ヲ得テ離縁候間此段及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

飯田傳吉

淺見彦六

大湯三之助

東京市麻布區長 何 某殿

右離縁ニ同意ス

養家ノ戸主 飯田傳吉

文吉ノ實父 室田八十吉

同 實母 室田ト夕

◎養子ノ復籍スヘキ家ナキ場合ノ届書式

養子離縁届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市日本橋區白銀町六番地戸主刀劍商

養父 野原重藏

年月日生

父亡神田區猿樂町貳番地戸主岸本弘

養子無職業 野原茂治

年月日生

右茂治ノ實家東京市神田區猿樂町貳番地戸主岸本氏廢(絶)家ト爲リタルニ因リ復籍スヘキ家ナシ

東京市芝區白金三光町百八拾八番地ニ一家創立

東京市日本橋區橫山町四拾八番地戸主

證人 鈴木久四郎

年月日生

東京市小石川區竹島町百拾六番地戸主

證人

高津萬造

年月日生

右養子離縁及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

野原重藏	野原茂治	鈴木久四郎	高津萬造
野原重藏	野原茂治	鈴木久四郎	高津萬造
野原重藏	野原茂治	鈴木久四郎	高津萬造
野原重藏	野原茂治	鈴木久四郎	高津萬造

東京市日本橋區長 何 某殿

(注意) 離縁者カ復籍拒絶ニ因リ一家ヲ創立スル場合亦タ本例ニ準スヘシ

第六節 婚姻

第一項 婚姻ノ要件

婚姻ハ法律上ニ於ケル一男一女ノ承諾ニ基ク結合ニシテ民法ハ婚姻ニ付キ左ノ要件ヲ定メタリ

第一 實質上ノ要件(民、七六五條乃至七七四條、七四一條、七五〇條)

(一) 男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ達シタルコトヲ要ス

(二) 他ニ配偶者ナキコトヲ要ス 配偶者トハ法律上婚姻ノ届出ヲ爲シタル夫婦間ヲ云フ

(三) 女ハ前婚ノ解消又ハ取消ノ日ヨリ六箇月ヲ經過シタルコトヲ要ス 之レ其女カ懐胎シタル場合ニ於テ先夫又ハ後夫何レノ胤ナルヤヲ知ルコト能ハサルニ至ルヲ以テ之ヲ豫防センカ爲メナリ隨テ女カ前婚ノ解消又ハ取消ノ前ヨリ懐胎シタル場合ニ於テハ其分娩ノ日ヨリ之ヲ適用セサルモノトス而シテ婚姻ノ解消トハ適法ニ婚姻シタル者カ離婚又ハ其一方ノ死亡シタル場合ヲ謂ヒ取消トハ届出ヲ爲シタルモ違法ノ爲メ後ニ至リ裁判所カ其婚姻ヲ取消シタルヲ謂フ

(四) 相姦者ナラサルヲ要ス

(五) 血族間ニ非サルコトヲ要ス 然レトモ傍系血族ハ三親等内ニ限り禁止セララルルニ止マルヲ以テ兄弟姉妹間、伯叔父母ト甥姪トノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコト能ハ

サルモ從兄弟姉妹間等ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ルモノトス又血族婚姻ノ禁止ハ養方ノ傍系血族トノ間ニ其適用ナキヲ以テ養子ト其養方ニ在ル兄弟姉妹伯叔父母甥姪ノ如キ者ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ヘキモ養子ト養方ノ直系血族トノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコト能ハサルモノトス尙ホ養子其配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者ハ養子ノ離縁ニ因リテ其親族關係カ止ミタル後ト雖モ養親ノ直系卑屬即チ其子孫ト婚姻スルコトヲ得サルモノトス

(六) 直系姻族間ニ非サルコトヲ要ス 直系姻族トハ婚姻ニ因リテ夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ血族トノ間ニ生スル親族關係ナリ此直系姻族間ニ於テハ離婚其他ニ因リ姻族關係カ廢ミタル後ニ於テモ婚姻ヲ爲スコトヲ得サルモノトス然レトモ此禁止ハ直系姻族ニ限リ傍系姻族ニ及ハサルヲ以テ例ハ夫カ妻トノ婚姻ノ消滅シタル後妻ノ姉妹ト婚姻スルハ妨ケサルナリ

(七) 婚姻ノ意思表示ハ當事者自ラ之ヲ爲スコトヲ要ス 此ハ養子縁組ニ付テ述ヘタル所ト同一ナリ

(八) 法定ノ推定家督相續人ハ婚姻ニ因リ他家ニ入ルコトヲ得ス 之又養子縁組ニ付テ述ヘタル所ト同一ナリ

(九) 父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 然レトモ男カ滿三十年女カ滿二十五年ニ達シタル後ニハ此適用ナキヲ以テ此等ノ者ハ父母ノ同意ヲ得シテ婚姻スルコトヲ得ヘシ而シテ父母ノ同意ヲ得ヘキ場合ニ於テ父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ニ在ラサルトキ、又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ヲ得ヘク父母共ニ同意スルコト能ハサルトキハ二十年未滿ノ者ニ限リ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノトス又父母カ繼父母又ハ嫡母ニシテ子ノ婚姻ヲ爲スコトニ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ婚姻ヲ爲スコトヲ得ルナリ此場合ニ於テハ男カ三十年女カ二十五年以下ナルトキハ縱令二十年以上ナルモ親族會ノ同意ヲ要スルモノトス

(十) 戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 家族カ戸主ノ同意ヲ得シテ婚姻ヲ爲シタルトキハ其戸主ヨリ離籍又ハ復籍ヲ拒ムコトヲ得ルモノトス(注意) 離籍及ヒ復籍拒絶ニ付テハ第十四節ノ説明ヲ參照スヘシ 又婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者カ更ニ婚姻ニ因リ他家ニ入ラント欲スルトキハ婚家又ハ養家ノ戸主ノ外實家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス此同意ヲ得サリシ家族ハ復籍ヲ拒マルコトアルハ右ニ述ヘタルト同一ナリ

戸主カ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ隱居又ハ廢家ヲ爲スコトヲ要スル
コトハ養子縁組ニ付テ述ヘタル所ト同一ナリ

第二 形式上ノ要件（民七七五條七七六條）

婚姻ハ法律上届出ニ因リテ其效力ヲ生ス隨テ其届出ヲ爲ササル前ニ於テハ縱令儀式
ヲ舉クルモ法律上其男女間ニハ夫婦ノ關係ヲ生セサルコト養子縁組ノ要件ニ付テ述
ヘタル所ト同一ナリ而シテ市町村長ハ其届出ヲ受理スルニハ右ニ掲ケタル實質上ノ
要件ヲ具備スルヤ否ヤヲ調査スヘク唯タ家族ノ婚姻ニ付キ戸主ノ同意ナキトキハ其
注意ヲ爲シ其注意ヲ爲シタルモ當事者カ其届出ヲ爲サントスルトキハ之ヲ受理スヘ
キモノトス

第二項 婚姻ノ效力

適法ニ婚姻ノ届出ヲ爲シタルトキハ夫婦ハ其ヨリ親族トナリ夫婦ノ一方ト他ノ一
方ノ親族トノ間ニハ姻族ノ關係ヲ生ス（民、七二五條七二九條）而シテ妻ハ其婚姻
ニ因リ夫ノ家ニ入り入夫婚姻及ヒ婿養子ノ場合ニ於テハ夫ハ妻ノ家ニ入り且ツ何レ
ノ場合ニ於テモ夫婦ハ互ニ同居ヲ爲ス權利及ヒ義務ヲ生スルト共ニ妻未成年者ナル

トキハ成年ノ夫ハ後見ノ職務ヲ行フモノトス（民、七八八條乃至七九一條）

適法ニ婚姻ヲ爲シタル男女間ニ生レタル子ハ嫡出子ナルヤ勿論ナリト雖モ庶子ハ其
父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シ又婚姻中父母カ私生子ヲ認知スルトキ
ハ私生子ハ其時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得スル旨ハ既ニ出生ノ説明ニ於テ述タル所
ナリ（民、八三六條）

以上ノ外婚姻ノ效力トシテ財産關係ニ付キ民法ニ種々ノ規定存スルモ財産關係ヲ述
フルハ本書ノ目的ニアラサルヲ以テ之ヲ省略ス讀者以下ノ法條ニ付テ之ヲ看ルヘシ
（民、七九三條乃至八〇七條）

第三項 婚姻ノ無効及ヒ取消

第一 婚姻ノ無効（民、七七八條）

婚姻ハ左ノ場合ニ限リ無効トス

- (一) 人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ婚姻ヲ爲スノ意思ナキトキ
- (二) 當事者カ婚姻ノ届出ヲ爲ササルトキ但届出ノ手續ニ誤リアルモ當事者カ眞ニ
其届出ヲ爲シタルモノナルトキハ婚姻ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケララルコトナキモ

ノトス

婚姻ノ無効ハ法律上全ク不成立ノモノナルヲ以テ何人ト雖モ其無効ヲ主張スルコトヲ得ヘク裁判ニ因リテ始メテ無効トナルモノニ非サルナリ

第二 婚姻ノ取消(民、七七九條乃至七八六條)

婚姻ハ左ノ場合ニ限り取消スコトヲ得ルモノトス而シテ婚姻ノ取消ハ無効ノ場合ト異ナリ以下ニ掲クル場合ニ於テ裁判所ノ判決ニ因リテノミ取消サルモノトス

(一) 不適合者カ婚姻ヲ爲シタルトキ 此場合ニ於テハ各當事者、其戸主、親族又ハ檢事ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得ルモノトス

(二) 配偶者アルモノカ重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキ 此場合ニ於テハ各當事者、其戸主、親族又ハ檢事ノ外其當事者ノ配偶者モ亦タ其婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

(三) 女カ前婚ノ解消又ハ取消ノ日ヨリ六箇月ヲ經過セサル前ニ婚姻ヲ爲シタルトキ 此場合ニ於テハ(一)ニ掲ケタル者ノ外前配偶者ヨリモ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

(四) 相姦者ト婚姻ヲ爲シタルトキ 此場合ニ於テハ(一)ニ掲ケタル者ノ外前配偶者ヨリモ其取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

(五) 血族間ニ於テ婚姻ヲ爲シタルトキ 此場合ニ於テハ(一)ニ掲ケタル者ヨリ其婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

(六) 直系姻族間ニ於テ婚姻ヲ爲シタルトキ 此場合モ亦タ(一)ニ掲ケタル者ヨリ其婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

(七) 父母又ハ後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得シテ婚姻ヲ爲シタルトキ 此場合ニ於テハ同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者ヨリ其取消ヲ請求スルコトヲ得ヘク又同意カ詐欺又ハ強迫ニ因リタルモノナルトキハ同シク其取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

(八) 婚姻カ詐欺又ハ強迫ニ基クトキ 此場合ハ其婚姻ヲ爲シタル者ヨリ取消ノ請求ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

(九) 婿養子縁組ノ場合ニ於テ其縁組カ無効又ハ取消シ得ヘキモノナルトキ 婿養子縁組ハ養子縁組ト婚姻トノ併合シテ互ニ有效ナルコト其條件ヲ爲スモノナルヲ以テ養子縁組カ無効又ハ取消シ得ヘキモノナルトキハ婚姻ハ條件ノ一ヲ失フモノト謂フヘシ故ニ各當事者ハ縁組ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

以上(一)乃至(九)ノ場合ニ於テハ婚姻ハ其取消ヲ請求スルコトヲ得ヘシト雖モ民法上其取消權ニハ種々ノ制限アルヲ以テ詳細ハ民法第七七九條乃至七八六條ヲ參照スヘシ又裁判所カ婚姻取消ノ裁判ヲ爲シ其裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ヨリ婚姻ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス尙ホ第四節婚姻ノ届出ヲ參照スヘシ

第三 無効及ヒ取消ノ子ニ及ホス効力(民、七八七條)

婚姻カ無効ナルトキハ其男女間ニハ始メヨリ夫婦ノ關係ヲ生セス從テ其間ニ出生シタル子ハ私生子又ハ庶子ニシテ嫡出子タル身分ヲ取得スルコトナシ之ニ反シテ婚姻ノ取消ハ其裁判カ確定シタルトキヨリ婚姻カ消滅ニ歸スルモノナレハ其前ニ生レタル子ハ嫡出子タル身分ヲ取得シ婚姻取消ノ爲メニ其身分ヲ失フコトナキモノトス

第四節 婚姻ノ届出

第一 届出ノ期間(戸、一〇二條)

婚姻ハ縁組ト同シク任意ノ行爲ニシテ届出ニ依リテ其効力ヲ生スルモノナルヲ以テ届出ニ付テハ固ヨリ一定ノ期間ナルモノナシ

婚姻ノ取消ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内

ニ裁判ノ謄本ヲ提出シテ婚姻取消ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス又婚姻無効ナルトキハ裁判所ノ許可又ハ裁判確定ノ日ヨリ一箇月内ニ裁判ノ謄本ヲ添付シテ戸籍訂正ノ申請ヲ爲スヘキモノトス(第二章戸籍訂正ノ部參照)

第二 届出ノ管轄(戸、五六條一〇一條)

婚姻ノ届出ハ夫ノ本籍地又ハ所在地ノ市町村長ニ其届出ヲ爲スコトヲ要シ入夫婚姻又ハ婿養子縁組ノ場合ニ於テハ妻ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ當事者ノ本籍地カ同一市町村長ノ管内ナルトキハ届書ハ一通ニテ足ルモ其本籍地カ異ナルトキハ届書ハ二通ヲ要ス又所在地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ當事者ノ本籍地カ其管轄ヲ異ニスルトキハ三通ノ届書ヲ必要トス

第三 届出義務者(民、七七五條)

婚姻ノ届出ハ其當事者及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ之ヲ爲スヘキモノトス

第四 届書ノ要件(戸、一〇〇條五八條)

婚姻ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 當事者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ職業

- (二) 父母ノ氏名及ヒ本籍
 - (三) 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主トノ續柄
 - (四) 入夫婚姻又ハ婿養子縁組ナルトキハ其旨
 - (五) 入夫婚姻ノ場合ニ於テ入夫カ戸主ト爲ラサルトキハ其旨
- 當事者ノ一方カ婚家又ハ養家ヨリ更ニ婚姻ニ因リテ他家ニ入ル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外實家ノ戸主、養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スヘク又婚姻ニ因リ嫡出子タル身分ヲ取得スル庶子アルトキハ其氏名ヲ記載スルヲ必要トス戸主、父母、後見人又ハ親族會ノ同意ハ届書ニ同意ノ證書ヲ添ヘ又ハ同意ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムヘキモノトス
- 尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

●普通ノ場合ニ於ケル届書式

婚姻 届 (用紙半紙 届書貳通)

東京市小石川區大塚町五番地

戸主 寺島平藏 長男官吏

父 寺島平藏
母 寺島文子

夫 寺島善作

年月日生

東京市日本橋區松島町八番地

戸主 青木和助 三女無職業

父 青木和助
母 青木キン

妻 青木菊子

年月日生

東京市赤坂區青山北町六拾番地戸主

證人 遠藤高次

年月日生

東京市神田區松下町五番地戸主

證人 秋田三五郎

一二五

右婚姻候間此段及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

寺島善作	青木菊子	遠藤高次	秋田三五郎
印	印	印	印

東京市小石川區長 何 某殿

右婚姻ニ同意ス

善作ノ實父 戸主

寺島平藏

年月日生 印

善作ノ實母

寺島文子

年月日生 印

菊子ノ實父 戸主

青木和助

年月日生 印

菊子ノ實母 青木キン

年月日生 印

◎入夫婚姻ノ場合ニ於ケル届書式

入夫婚姻届

(用紙半紙 届書式通)

東京市本所區石原町五拾參番地

戸主材木商

父 新井長次郎 長女 妻 新井とさ

年月日生

東京市淺草區花川戸町拾參番地

戸主中澤廣吉弟無職業

父 中澤信吉 二男 母 イワ

人事法書式便覽

一二八

夫

中澤

捨次

東京市下谷區豊住町七番地戸主

年月日生

證人

市島

忠吉

東京市神田區元柳原町拾番地

年月日生

戸主牧野松藏弟

證人

牧野

平助

右入夫婚姻及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

新井

とさ

信吉

中澤

捨次

忠吉

市島

忠吉

平助

牧野

平助

信吉

東京市本所區長 何 某殿

右入夫婚姻ニ同意ス

捨次ノ實父

中澤

信吉

印

同 實母

中澤

イワ

印

同 戸主

中澤

廣吉

印

(注意) 此書式ハ入夫カ戸主ト爲ル場合ナルモ入夫カ戸主ト爲ラサルトキハ夫ノ本籍氏名ノ次ヘ「入夫ハ戸主ト爲ラス」ト記載スヘシ

◎婿養子婚姻ノ場合於ケル届書式

婿養子婚姻届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市神田區同朋町六番地

人事法書式便覽

一二九

戸主 山田松造 妹無職業
母 山田庄平
妻 はつ 長女

山田 くに
年月日生

東京市淺草區東仲町七番地

戸主 坪田喜市 二男無職業

母 坪田喜市
夫 キン 二男

坪田 正三郎
年月日生

東京市日本橋區吳服町參番地 戸主

證人 林 英吉
年月日生

東京市京橋區南傳馬町八番地

證人 中 林 政七
年月日生

右婿養子婚姻及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

山田 くに

坪田 正三郎

林 英吉

中 林 政七

東京市神田區長 何 某殿

右婿養子婚姻ニ同意ス

くにノ實父 山田 庄平

同 實母 山田 はつ

くにノ實家 山田 松造

正三郎ノ實 坪田 喜市

同 母 坪田 キン

年月日生

(注意) 婿養子縁組ノ届出ニハ婚姻届ノ外養子縁組届ヲ爲スコトヲ要ス

◎戸内婚姻ノ場合ニ於ケル届書式

婚姻届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市京橋區尾張町拾六番地

戸主 桐原洋造 三男 無職業

父 桐原洋造
母 さわ 三男

夫 桐原 貞吉

年月日生

東京市京橋區尾張町拾六番地

戸主 桐原洋造 二男 亡銀吉妻 無職業

右戸内婚姻及御届候也
大正 年 月 日

父本郷區眞砂町六番地松田定吉
母 ヲキ 長女

妻 桐原 よし

年月日生

東京市日本橋區松島町八番地戸主

證人 持田 源太郎

年月日生

東京市神田區南佐柄木町貳番地戸主

證人 青木 市平

年月日生

右届出人

桐原 貞吉 印

桐原 よし 印

持田 源太郎 印

青木 市平 印

東京市京橋區長 何 某殿
右婚姻ニ同意ス

貞吉ノ實父 桐原 洋造 年 月 日生
同 實母 桐原 さわ 年 月 日生

◎父母ノ婚姻ニ因リ嫡出子タル身分ヲ取得スル庶子アル場合ノ届書式

婚姻届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市赤坂區青山町貳百貳番地

戸主金物商

父亡 橋本實之吉
母 夫

橋本 順吉 年 月 日生

東京市深川區千田町拾參番地

戸主加藤平助妹無職業

父 加藤幸次
母 加藤セイ 二女

加藤 ミツ 年 月 日生

父母ノ婚姻ニ依リ嫡出子ニ身分取得ス

順吉庶子男 力 年 月 日生

東京市本所區林町六拾番地戸主

證人 横山 六造 年 月 日生

東京市本所區向島町參番地戸主

證人 高田 彦次 年 月 日生

右婚姻及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 橋本 順吉 印

東京市赤坂區長 何 某殿
右婚姻ニ同意ス

加藤 ミツ
横山 六造
高田 彦次

ミツノ實家 加藤 平助
年 月 日生

◎養家ヨリ更ニ他家ニ婚家スル場合ノ届書式

婚姻 届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市日本橋區濱町五番地

戸主 藥劑師

父亡久田虎之助 長男
母 お六

夫 久田 虎雄
年 月 日生

東京市日本橋區馬喰町貳丁目參番地

戸主 島七郎 養女無職業

父芝區松本町拾番地金子五郎 二女
母 島 ぶく
妻 島 かの

右養父東京市日本橋區區喰町貳丁目參番地
年 月 日生

島 七郎

右養母 島 かのめ

東京市神田區三崎町七番地戸主

證人 中村 忠藏
年 月 日生

東京市本所區吉岡町貳番地戸主

證人 入江 七平

右婚姻及御届候也

大正 年 月 日

右届出人久田

虎雄の印

島

その印

中村

忠藏の印

入江

七平の印

東京市日本橋區長 何 某殿

右婚姻ニ同意ス

虎雄ノ實母

久田

お六の印

そのノ養家
戸主養父

島

七郎の印

そのノ養母

島

かめの印

そのノ實家
戸主

金子

五郎の印

●婚家ヨリ更ニ他家ニ婚家スル場合ノ届書式

婚 姻 届

(用紙半紙
届書貳通)

東京市小石川區丸山町拾五番地

戸主官吏

岩田 徳藏

年 月 日生

東京市芝區田町拾番地

戸主竹村重吉弟亡由松妻無職業

父麻布區宮下町五番地松山三次

母 ちか 長女

妻 竹村 七キ

右婚家戸主芝區田町拾番地

年月日生

竹村重吉

東京市赤坂區福吉町壹番地戸主

證人

竹村

三郎

東京市本所區材木町拾番地戸主

年月日生

證人

飯田

國三

年月日生

右婚姻及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

岩田

徳

藏

竹村

セ

キ

飯田

三

郎

印

東京市小石川區長 何 某殿

右婚姻ニ同意ス

戸主

竹村

重吉

年月日生

第七節 離婚

離婚ニハ協議上ノモノト裁判上ノモノアリ左ニ之ヲ説明スヘシ

第一項 協議上ノ離婚

婚姻ハ當事者即チ夫婦ノ協議ヲ以テ離婚ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(民、八〇八條)
然レトモ滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ爲スニハ實家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ必要トス若シ父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ其一方ノ同意ニテ足ルモ父母共ニ同意ヲ爲ス能ハサルトキハ未成年ノ夫又ハ妻ハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要

ス而シテ繼父母又ハ嫡母カ子ノ離婚ヲ爲スニ付キ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ離婚ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(民、八〇九條)

離婚ノ意思表示ハ夫婦カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキト雖モ法定代理人即チ親權者又ハ後見人ノ同意ヲ得ルノ要ナク獨立シテ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス(民、八一〇條)

離婚ハ市町村長ニ其届出ヲ爲スニ因リテ效力ヲ生スルコト婚姻ノ場合ト同一ナリ隨テ夫婦離婚ノ協議ヲ爲シ事實上夫婦ノ關係ヲ絶ツモ其届出ヲ爲ササル以上ハ法律上未タ離婚アリト謂フヲ得サルナリ(民、八一一條)

第二項 裁判上ノ離婚

離婚ニ付キ當事者間ノ協議カ調ヒタル場合ハ前項説明シタル如シト雖モ若シ其協議カ調ハサルトキハ當事者ノ一方ハ裁判所ニ請求シ裁判上ノ離婚ヲ爲スノ外ナシ而シテ裁判上ノ離婚ヲ爲スニハ一定ノ原因存スルコトヲ要シ其原因ハ以下説明スル所ニ限ルヲ以テ他ノ事由ヲ以テハ絶對ニ請求スルコトヲ得サルモノトス

條)

- (一) 配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ 重婚トハ配偶者アル者カ重ネテ他ノ者ト婚姻ノ届出ヲ爲シタルヲ謂フ
- (二) 妻カ姦通シタルトキ 姦通トハ有夫ノ婦カ他ノ男子ト通スルヲ謂フ
- (三) 夫カ姦淫罪ニ付キ刑ニ處セラレタルトキ 姦淫罪トハ、強姦、姦通ノ罪ヲ謂フ
- (四) 配偶者カ偽造、賄賂、猥褻、竊盜、強盜、詐欺取財、横領、贖物ニ關スル罪若クハ封印破棄竊盜若クハ賭博罪ニ因リ罰金以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リ懲役三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- (五) 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- (六) 配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- (七) 配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- (八) 配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シ虐待ヲ爲シ又ハ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
- (九) 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
- (十) 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル

場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取消アリタルトキ 此場合ニ於テハ離縁又ハ縁組取消ノ請求ニ附帶シテ離婚ノ請求ヲ爲スモ妨ケサルナリ(民、八一八條)
離婚ノ訴ハ以上ニ掲ケタル場合ニ之ヲ提起スルコトヲ得ルモノナリト雖モ各個ノ場合ニ於テ民法上種々ノ制限アルヲ以テ其詳細ハ民法第八一四條乃至八一八條ヲ參照スヘシ

第三項 離婚ノ效力

離婚ハ協議上又ハ裁判上ナルヲ問ハス當事者カ離婚ヲ爲シタル時ヨリ婚姻ノ效力タル夫婦關係ヲ消滅ニ歸ス隨テ其婚姻ニ因リテ他家ニ入りタル者離婚スルトキハ實家ニ復籍スルモノトス然レトモ實家ノ戸主ノ同意ヲ得シテ婚姻ヲ爲シタル爲メ復籍ヲ拒レタルトキ又ハ實家カ廢絶家トナリ復籍スヘキ家ナキトキハ一家ヲ創立シ又ハ其廢絶シタル家ヲ再興スヘキモノトス又離婚ヲ爲シタル夫婦間ニ子アルトキハ其子ノ父母ハ子ノ監護ヲ爲スヘキ者ヲ定ムルコトヲ得ルモ若シ其協議ヲ以テ之ヲ定メサルトキハ其監護ハ父ニ屬シ父カ離婚ニ因リテ婚家ヲ去リタル場合ニ於テハ其子ノ監護ハ母ニ屬スルモノトス尙裁判上離婚ノ場合ニ於テハ裁判所ハ子ノ利益ニ必要ナル監護ヲ命スルコト

ヲ得ヘシ(民、八一二條八一九條)

第四項 離婚ノ届出

第一 届出期間(民、八一〇條戸、一〇五條)

離婚モ婚姻ト同シク届出ニ因リテ其効力ヲ生スルモノナルヲ以テ其届出ニ付キ固ヨリ一定ノ期間ナシト雖モ裁判上ノ離婚ニ付キテハ其訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄(戸、四三條五六條)

離婚ノ届出ハ當事者ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ當事者ノ本籍地カ同一市町村役場ノ管内ナルトキハ届書ハ壹通ヲ以テ足ルモ若シ其管轄ヲ異ニスルトキハ届書ハ貳通ヲ要スルモノトス又所在地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ當事者ノ本籍地カ管轄ヲ異ニスルトキハ參通ノ届書ヲ必要トス

第三 届出人(民、八一〇條戸、一〇五條)

離婚ノ届出ハ其當事者即チ夫婦ト成年ノ證人二人以上ヨリ之ヲ爲スヘク又裁判上ノ

離婚ニ付テハ訴ヲ提起シタル者ヨリ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ其謄本ヲ添付シテ之届出ツヘキモノトス

第四 届書ノ要件（戸、一〇四條五八條）

離婚ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 當事者ノ氏名、本籍及ヒ職業

(二) 父母ノ氏名及ヒ本籍

(三) 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍

(四) 婚家ヲ去ル者ノ復籍スヘキ家戸主ノ氏名及ヒ本籍

(五) 婚家ヲ去ル者カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因竝ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所

右ノ外離婚カ裁判上ノモノナルトキハ裁判確定ノ日

當事者カ離婚ヲ爲スニ付キ第一節ニ述ヘタル如ク父母、後見人又ハ親族會ノ同意ヲ要スル場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ同意ノ證書ヲ添ヘ又ハ同意ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要スルモノトス
尚ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

●普通ノ場合ニ於ケル届書式

離婚 届

(用紙半紙 届書式通)

東京市芝區櫻川町參番地

戸主大村市太郎長男無職業

父 大村市太郎 長男

母 大村市太郎 長男

夫 大村 幸次郎
年月日生

父東京市神田松下町拾番地 山 中平三 三女

母 妻無職業 大村 とき
年月日生

東京市神田區松下町拾番地

との復籍スヘキ家ノ戸主 山 中 平 三

東京市芝區愛宕町六番地戸主

右協議上離婚及御届候也
大正 年 月 日

證人

君塚

喜平

東京市本郷區森川町壹番地戸主

證人

大島

半太

右届出人

大村

幸

大村

と

君塚

喜平

大島

半太

東京市芝區長 何 某殿

右離婚ニ同意ス

幸次郎ノ父 大村市

太郎 年 月 日生

幸次郎ノ母 大村

ヨシ 年 月 日生

ときノ父 山中

平三 年 月 日生

ときノ母 山中

キミ 年 月 日生

●入夫離婚ノ場合ニ於ケル届書式

入夫離婚届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市麻布區龍土町五番地

戸主教員

父 内野信吉 長女

母 ヤマ 妻

内野 年 月 日生

父麻布區宮下町五番地尾田光二きん二男

母 官吏 内野 武一 年月日生

東京市麻布區宮下町五番地

武一ノ復籍ス 兄 尾田 勝造

東京市牛込區鶴卷町五番地戶主

證人 久野 岩雄 年月日生

東京市赤坂區溜池町七番地戶主

證人 下山 正助 年月日生

右離婚及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

内野 ヲイ 内野 武一 年月日生

東京市麻布區長 何 某殿
右離婚ニ同意ス

久野 岩雄 下山 正助 年月日生

武一ノ父 尾田 光二 年月日生

同 母 尾田 さん 年月日生

◎裁判上ノ離婚ノ場合ニ於ケル届書式

離婚 届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市麴町區三番町拾番地

戶主岡芳助長男無職業

右大正 年月 日
大正 年月 日

父岡 芳助 長男
 夫 岡 重太郎
父四谷區伊賀町五番地濱田慎
 母 二女
 妻 岡 靜枝
靜枝力復籍スヘキ 兄濱 清夫
 家ノ戸主

東京市四谷區伊賀町五番地

東京市麴町區長 何 某殿
 起訴者 岡 靜枝

●婿養子カ離縁ヲ爲サシテ離婚ヲ爲ス場合ノ届書式

離婚届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市日本橋區瓦町拾六番地

戸主井上彌平婿養子無職業

父下谷區鹽町參番地安井三市
 母 二男
 夫 井上 吉造
かつ
 年月 日生

父 井上彌平 三女
 母 セン
 妻 井上 トラ
井上
 年月 日生

東京市神田區錦町貳丁目參番地戸主

證人 中村 友助
年月 日生

東京市下谷區徒歩町七番地

證人 長江 梅太郎
年月 日生

右離婚及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

井上 吉造 印

井上 トヲ 印

中村 友助 印

長江 梅太郎 印

東京市日本橋區長 何 某殿

右離婚ニ同意ス

夫ノ養父 井上 彌平 印

妻ノ養母 井上 セン 印

夫ノ實母 井上 セン 印

年月日生

●復籍スヘキ家ナキ者ノ離婚スル場合ノ届書式

離婚届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市本所區林町六百番地

戸主無職業

父 田村三夫

母 スズ 二男

田村 大五郎

年月日生

母淺草區聖天町五番地水野かめ私生子女

妻 無職業 田村 よし

年月日生

右ヨシ實家淺草區馬道町八番地 水野氏ヲ

廢家ノ上婚姻シタルヲ以テ復籍スヘキ家ナ

シ因テ淺草區馬道町六番地ノ一家創立

東京市深川區蛤町八番地戸主

證人 三輪 七五郎

東京市下谷區五郎兵衛町壹番地戸主

證人

宮本芳藏

年月日生

右離婚及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

田村大五郎

田村よし

三輪七五郎

宮本芳藏

東京市本所區長 何 某殿

第八節 親權及ヒ後見(附保佐人)

第一項 親 權

親權トハ父又ハ母カ其家ニ在ル子ノ身上及ヒ財産ニ對シ法律上附與セラレタル權利義務ノ集合ニシテ畢竟未成年者又ハ獨立ノ生計ヲ營マサル子ノ教養保護ヲ目的トスルモノニ外ナラス茲ニ注意スヘキハ親權ハ戸主權ト異ナルコト是ナリ蓋シ戸主權ハ一家ヲ統轄シ家族ヲ保護スル爲メニ戸主ニ附與シタル權利ナルモ親權ハ親子ノ愛情ニ基キ子ノ利益ノ爲メニ附與スルモノニ外ナラサレハ隨テ父母カ戸主タルト否トニ拘ハラス其子ニ對シ有スル權利ナリ故ニ親權ハ戸主權ト其效力ヲ異ニスル亦タ言ヲ俟サル所ナリ尙ホ親權ハ後見ト之ヲ區別スヘク其詳細ハ本節第一項及ヒ第二項ノ說明ヲ比較スルトキハ明瞭ナルヘキヲ以テ茲ニ說明セス

第一 親權者

未成年者又ハ獨立ノ生計ヲ立テサル成年者ハ其家ニ在ル父又ハ母ノ親權ニ服スルモノトス即チ親權ヲ有スル者ハ父又ハ母ニシテ其繼父母タルト養父母タルト嫡母タルトハ之ヲ問フヲ要セスト雖モ繼父又ハ繼母カ繼子ニ對スルトキ又ハ嫡母カ庶ルニ對スル場合ニ在リテハ實父母カ其子ニ對スル關係トハ自ラ輕過ノ差異アルヘキハ蓋シ人情ノ免ルヘカラサル所ナルヲ以テ民法ハ繼父、繼母又ハ嫡母カ親權ヲ行フ場合ニ於テハ後見ニ關スル規定ヲ準用スルモノトシ實父又ハ實母カ親權ヲ行フ場合ニ比シ之ヲ制限シ

タリ而シテ親權ハ其家ニ在ル父ニ屬スルヲ原則トスルモ父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フモノトス（民、八七七條八七八條）

又父母共ニ未成年者ナルトキハ其父又ハ母ニ對シ親權ヲ行フ父又ハ母アルトキ其父又ハ母若クハ後見人アルトキハ此等ノ者子ノ父母ニ代リテ親權ヲ行フモノトス（民、八九五條九三四條）

然トモ若シ父カ親權ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ母カ死亡シ又ハ其家ヲ去リ其他親權ヲ行フコト能ハサルトキハ全ク親權者ナキニ至レルヲ以テ此場合ニ於テハ未成年者ハ後見人ノ保護ヲ受クヘキモノトス（民、九〇〇條）

子ハ未成年者ナルト否トニ拘ハラズ其家ニ在ル父又ハ母ノ親權ニ服スト雖モ次ノ場合ニハ子ハ其親權ニ服セサルモノトス即チ子カ成年ニ達シ又成年者カ獨立ノ生計ヲ營トムニ至リタルトキ是ナリ蓋子カ成年ニ達シ且ツ獨立シテ生計ヲ營ムトキハ其子ハ完全ナル能力ヲ有スルヲ以テ親權者ヲ置キ是ヲ保護スルノ必要ハ全ク之レナキヲ以テナリ

第二 親權ノ效力

得ヘシ

甲 身上ニ關スル親權ノ效力（民、八七九條乃至八八三條）

(一) 監護及ヒ教育 親權ヲ行フ父又母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ爲ス權利ヲ有シ義務ヲ負フモノトス然トモ其方法ハ法律ニ規定セスニ親權者ノ判定ニ任シタリ而シテ子ノ監護及ヒ教育ハ親權者ノ權利ナルト同時ニ一ノ義務ナルヲ以テ其子ニ必要ニシテ且ツ相當ナル監護及ヒ教育ヲ爲ササルハカラサルモノトス

(二) 居所ノ指定 親權者ハ其ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ爲スニ付キ必要ナル範圍ニ於テ未成年ノ子ノ居所ヲ定ムルコトヲ得ルモノニシテ子ハ親權者ノ指定シタル場所ニ其居所ヲ定ムルコトヲ要スルモノトス

(三) 兵役出願ノ許可 未成年ノ子カ兵役ヲ出願スルニハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

(四) 營業ヲ爲ス場合 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルニ非サレハ職業ヲ營ムコトヲ得サルモノトス

(五) 懲戒 親權ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範圍ニ於テ自ら其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルルコトヲ得ルモノトス而シテ其子カ未成年者タル

ト否トハ之ヲ問ハサルモ其子ノ爲メニ必要ナル範圍ニ限ルヘキハ蓋シ言フ俟タズ子ヲ懲戒場ニ入ルル期間ハ六箇月以下ノ範圍内ニ於テ裁判所之ヲ定ムヘキモ此期間ハ父又ハ母ノ請求ニ因リ何時ニテモ之ヲ短縮スルコトヲ得ルモノトス

以上ノ外子カ親權者ノ同意ヲ得ヘキ場合竝ニ親權者カ其子ヲ代表スル場合等ハ民法第七三七條七四條七七二條八〇九條八三三條八三五條八四三條八四四條八五三條八六二條八六三條八六七條八九五條等ヲ参照スヘシ

乙 財産ニ關スル親權ノ效力 (民八八四條乃至八八八條)

親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ財産ヲ管理シ又ハ其財産ニ關スル法律行為ニ付キ其子ヲ代表シ又未成年ノ子カ其配偶者ノ財産ヲ管理スヘキ場合ニ於テハ親權ヲ行フ父又ハ母カ其未成年者ニ代ハリテ其財産ヲ管理スルモノトス而シテ未成年者カ自ラ財産上ノ行為ヲ爲スニ付テハ親權者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス若シ此同意ヲ得スシテ財産上ノ行為ヲ爲シタルトキハ其行為ハ之ヲ取消スコトヲ得ルモノトス(民四條)親權ヲ行フ者カ父ナル場合ニ於テハ何等ノ制限ナク子ヲ代表シ又ハ子ノ行為ヲ爲スニ付キ同意ヲ與フルコトヲ得ヘキモ母カ親權ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ行為ニ限リ親族會ノ同意ヲ得ルニ非サレハ未成年者ノ子ヲ代表シ又其子カ行為ヲ爲スニ付キ

同意ヲ與フルコト能ハサルモノトス

(一)營業ヲ爲ストキ (二)借財又ハ保證ヲ爲ストキ (三)不動産又ハ重要ナル動産ヲ喪失スルコトヲ目的トスル行為ヲ爲シ又ハ和解若クハ仲裁契約ヲ爲ストキ (四)相續ヲ拋棄シ贈與又ハ遺贈ヲ拒絕スルコト即チ之レナリ
而シテ親權者タル母カ獨斷ニテ子ノ行為ニ同意ヲ與ヘ又ハ未成年者ニ代ハリテ是等ノ行為ヲ爲シタルトキハ子又ハ法定代理人ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得ルモノトス

第三 親權ノ喪失

親權喪失ノ原因ハ全部喪失ノ原因ト一部喪失ノ原因トノニ區別スルコトヲ得

甲 親權全部ノ喪失(民、八九六條八九八條)

全部喪失ノ原因ハ四アリ (一)親權者又ハ子ノ死亡又ハ家ヲ去リタルトキ (二)子カ成年ニ達シタルトキ (三)未成年者カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ (四)親權喪失ノ宣告アリタルトキ是ナリ(一)(二)ハ説明ノ要ナク(三)ハ未成年者ト雖モ禁治産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得ヘク其宣告アリタルトキハ後見開始シ父又ハ母ハ後見人ト爲ルノ結果親權ハ喪失スルモノトス又(四)ノ原因ハ父又ハ母カ親權ヲ濫用シ又ハ著シク不行跡ナルトキ子ノ親族又ハ檢事ヨリノ請求ニ因リ裁判所之ヲ宣告ス親權者カ此宜

告ヲ受ケタハトキハ親權全部ヲ喪失シ子ノ身上ニ關スル事項及ヒ其財産ニ關スル事項ニ付キ亦タ何等ノ權利ヲ有セサルニ至ルモノトス
 親權全部喪失ノ原因ハ以上ノ如シト雖モ一旦親權喪失ノ宣告ヲ爲シタル後ニ至リ親權喪失ノ原因ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ本人又ハ其親族ノ請求ニ因リ失權ノ宣告ヲ取消スコトヲ得ルモノトス

乙 親權一部ノ喪失

一部喪失ノ原因ハ二アリ(一)財産ノ管理權喪失ノ宣告ヲ受ケタルトキ(二)母カ財産ノ管理ヲ辭シタトキ是ナリ隨テ一部ノ親權喪失トハ親權ノ效力中財産ニ關スル親權ノ喪失ヲ謂フモノニ外ナラス

(一) 裁判所ノ宣告ニ因ル場合(民、八九七條八九八條)

親權ヲ行フ父又ハ母カ管理ノ失當ニ因リ其子ノ財産ヲ危クシタルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其管理權ノ喪失ヲ宣告ヲスルコトヲ得ルモノトス而シテ裁判所カ財産ノ管理權喪失ノ宣告ヲ爲シタルトキ親權者ハ子ノ財産ニ關シテ全ク權限ヲ有セスト雖モ子ノ身上ニ關シテ親權ヲ失フコトナキハ言フ俟タス
 父カ管理權喪失ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其管理權ハ家ニ在ル母ニ於テ之ヲ行フト雖

モ母ノ家ニ在ラサルトキ又ハ父母共ニ此宣告ヲ受ケタルトキハ全ク親權者無キニ至ルヲ以テ後見開始シ後見人ヲ選定スヘキコトハ次項ニ説明スルカ如シ

親權ヲ行フ父又ハ母カ管理權喪失ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ其後ニ至リ失權ノ原因カ止ミタルトキハ裁判所ハ本人又ハ親族ノ請求ニ因リ其宣告ヲ取消スコトヲ得ルモノトス

(二) 辭任ニ因ル場合(民、八九九條)

親權ヲ行フ父ハ如何ナル事由アルモ其親權ノ全部又ハ一部ニ付キ辭スルコトヲ得サルモ母ハ必シモ財産ノ管理ニ付キ適任ト謂フヘカラサルコトアルヲ以テ民法ハ母ニ限リ財産ノ管理ヲ辭スコトヲ得ルモノトセリ(民、八九九條)

以上ノ場合ニ於テ親權者カ親權ノ全部又ハ一部ヲ喪失シ爲メニ未成年者ニ對シ全ク其保護者ヲ缺クトキハ後見開始シ其後見人ハ本節第五項ニ述ヘル如ク其就職届ヲ市町村長ニ爲スヘシト雖モ子ノ父カ親權又ハ管理權喪失ノ宣告ヲ受タル場合ニ母アルトキハ之ヲ公示スルニアラサレハ其子ハ父又ハ母孰レノ親權ニ服スルモノナルヲ第一三者ハ得テ之ヲ知ル能ハス延テ取引ノ安全ヲ害スヘキヲ以テ改正戶籍法ニ於テハ父カ親權又管理權ノ喪失ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ母カ其權利ヲ行フトキハ其旨ヲ

市町村長ニ届出ツルコトヲ要スルモノトセリ(戸、一〇七條)之畢竟普通ノ状態ニ反スルモノナルヲ以テ之ヲ公示簿タル戸籍簿ニ記載シ以テ取引ノ安全ヲ圖リタルモノニ外ナラサレハ若シ父ニシテ其失權ノ宣告ヲ取消サレタルトキハ之ヲ届出ヘキモノトスヘキハ蓋シ當然ニシテ戸籍法第一〇五條ニ規定スル所ナリ

第二項 親權ノ届出

第一 届出ノ期間(戸、一〇七條一〇八條)

親權又ハ管理權ノ喪失届及ヒ喪失取消届ハ孰レモ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄(戸、四三條五六條)

親權又ハ管理權喪失ノ届出及ヒ喪失取消ノ届出ハ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス隨テ本人ノ本籍地ニ爲スヘキハ届書ハ一通ニテ足ルモ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

第三 届出義務者(戸、一〇七條一〇八條九三條)

喪失ノ届出ハ子ノ母ヨリ之ヲ爲スヘク取消ノ届出ハ其取消ノ裁判ヲ請求爲シタル者ヨリ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件 戸一〇七條一〇八條

届書ノ記載事項ハ特ニ規定セサルヲ以テ通則ニ從ヒ届出事件ヲ明瞭ナラシムル程度ニ於テ之ヲ記載スレハ足ルト雖モ其喪失届タルト又喪失取消ノ届タルトヲ問ハス裁判確定ノ日及ヒ裁判ノ謄本ヲ添付スルコトハ缺クヘカラサル要件ナリトス尚ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●父カ權親喪失ノ裁判ヲ受ケタル場合ノ届書式

親權喪失届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市本郷區菊坂町六番地

戸主七平長男

父 和田七平 長男

母

和 田 金 太 郎

親權者父 和田七平 年月日生
右七平長男金太郎ノ親權者ニ候處親權喪失ノ裁判大正 年 月 日確定致候ニ付別紙裁判謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 親權者母

和田コト 年月日生

東京市本郷區長 何 某殿

(注意) 父カ管理權喪失ノ裁判ヲ受ケタル場合ニ於ケル管理權喪失届ハ本例ニ準シ親權喪失ヲ「管理權喪失」ト記載スヘシ

◎父カ親權喪失ノ宣告取消ノ裁判ヲ受ケタル場合ノ届書式

親權喪失取消届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市本郷區菊坂町六番地戸主七平長男

父 和田七平 長男
母 和田金太郎 年月日生

子 和田七平 年月日生

親權者父 和田七平 年月日生

右七平親權喪失ノ旨大正 年 月 日及御届候處親權喪失取消ノ裁判大正 年 月 日確定致候ニ付別紙裁判ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右起訴者

和田コト 年月日生

東京市本郷區長 何 某殿

(注意) 起訴者(届出人)カ本籍ヲ異ニスルトキハ其届書ニ本人ヲ記載スヘク又管理權喪失取消届ハ本例ニ準シ親權喪失ヲ「管理權喪失」ト記載スヘシ

第三項 後見

後見トハ親權ヲ脱シタル未成年者又ハ禁治産者ノ身體及ヒ財産ヲ保護監督スヘキ職務ニシテ其機關ハ後見人後見監督人及ヒ親族會ノ三ニ依リ之ヲ組織スルモノトス而シテ後見ノ事務ヲ執行スル者ヲ後見人ト謂ヒ後見人ノ事務執行ヲ監督スルモノヲ後見監督人及ヒ親族會ナリトスルモ本項ニ於テハ其説明後見人ノミニ止メント欲ス

第一目 後見ノ開始

後見ハ左ノ場合ニ於テ開始スルモノトス(民、九〇〇條)

甲 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者ナキ又ハ親權ヲ行フ者カ管理權ヲ有セサル片未成年者ニ付テハ後見ハ親權ヲ補充スルノ性質ヲ有スルニ止マルヲ以テ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者アルトキハ他ニ後見ナル保護機關ヲ設クルノ必要ナシト雖モ若シ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者ナキトキ例ヘハ父母カ死亡シ家ヲ去リ又ハ疾病、其他ノ理由ニ依リ親權ヲ行フコト能ハサルトキ等ノ場合及ヒ親權ヲ行フ者アルモ財産ノ管理權ヲ有セサルトキ即チ父母カ財産管理權喪失ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ母カ親權ヲ行フ場

合ニ於テ財産ノ管理ヲ辭シタル場合ニ於テハ其未成年者ハ全ク保護者ナキニ至ルヲ以テ親權者ニ代ハルニ後見ヲ設クルノ必要ヲ生スルモノトス

乙 禁治産ノ宣告アリタルトキ 禁治産者ハ心神喪失ノ狀況ニ在ルモノニ對シ、本人、配偶者、四親等内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ檢事ノ請求ニ因リ、裁判所ニ於テ禁治産ノ宣告ヲ爲シタル者ヲ謂フ(民、七條) 心神喪失ノ狀況ニ在ル者ハ他ニ之ヲ保護スル者ナキトキハ其者ハ全ク自己ノ利益ヲ保護スルコト能ハサルヲ以テ法律ハ斯ル者ニ對シテハ之ヲ後見ニ附シ以テ其者ノ利益ヲ保護スルモノトセリ(民、八條) 後見ハ以上ノ場合ニ於テ當然開始スルモノニシテ其未成年者又ハ禁治産者カ戸主ナルト家族ナルトハ之ヲ問ハサルモノトス

禁治産者ノ外ニ準禁治産者ナルモノアリ準禁治産者トハ心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及ヒ浪費者ノ如ク心神障礙アリテ其能力ノ完全ナラサル者ニ對シ裁判所カ本人、配偶者其他親族等ノ請求ニ因リ準禁治産者ノ宣告ヲ爲シタル者ヲ謂フ(民、一一以下) 然トモ準禁治産者ニ付テハ重要ナル法律行為ヲ爲スニ付キ唯單ニ保佐人ノ同意ヲ得ヘキモノトセルニ止マルヲ以テ禁治産者ト異ナリ後見ナル機關ハ之ヲ要セサルモノトス尙ホ第四項ヲ參照スヘシ

第二目 後見人

第一 後見人トナル者

後見人ハ其任命ノ方法ニ從ヒ左ノ三種ニ之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ

(甲) 指定(又ハ遺言)後見人(民、九〇一條)

指定後見人又ハ遺言後見人トハ未成年者ニ對シ、最後ニ親權ヲ行フ者カ遺言ヲ以テ指定シタル後見人ヲ謂フ蓋シ未成年者ニ對スル後見ハ親權ニ代ハル者ナルヲ以テ親權者カ死亡スルニ當リ遺言ヲ以テ自己ノ適當ナリト認ムル者ヲ後見人ニ定ムルコトヲ認メタリ然レトモ左ノ場合ニ於テハ親權者ハ後見人指定ノ遺言ヲ爲スコト能ハサルモノトス

(イ) 親權者カ死亡スルモ他ニ親權ヲ行フ者アルトキ 例ハ親權ヲ行フ父カ死亡スルモ母カ代ツテ親權ヲ行フトキヲ謂フ

(ロ) 親權者カ管理權ヲ有セサルトキ 親權ヲ行フ父又ハ母カ裁判所ニ於テ管理權喪失ノ宣告ヲ受ケ又ハ母カ財産ノ管理ヲ辭シタルトキハ遺言ヲ以テ後見人ヲ指定スルコト能ハスト雖モ親權ヲ行フ父ノ生前ニ於テ母カ豫メ財産ノ管理ヲ辭シタルトキ

ハ父ノ死亡後ニ於テ子ノ財産ヲ管理スル者ナキヲ以テ父ハ遺言ヲ以テ後見人ノ指定ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

(乙) 法定後見人(民、九〇二條九〇三條)

法定後見人トハ禁治産者及ヒ指定後見人ナキ未成年者ノ爲メ法律ノ規定ニ依リ、當然後見人トナルヘキ者ヲ謂フ

(イ) 子カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ 此場合ニ親權ヲ行フ父又ハ母アルトキハ其親權者ハ禁治産者ノ後見人トナルヘキモノトス

(ロ) 妻カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ 此場合ハ夫カ其後見人トナリ若シ後見人タラサルトキハ親權ヲ行フ父又ハ母カ其後見人トナルモノトス

(ハ) 妻カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ 此場合ハ夫カ後見人トナルモ妻カ若シ後見人タラサルトキ又ハ夫カ未成年ナルトキハ其夫ニ對シ親權ヲ行フ者カ其後見人トナルモノトス

(二) 家族ニ後見人タル者アラサルトキ 家族カ未成年者ニシテ親權者ナキトキ及ヒ家族カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ後見人ノ指定ナキトキ及ヒ右(イ)(ロ)(ハ)ニ述ヘタル法定後見人ナキトキハ戸主ハ其後見人トナルモノトス然レトモ戸主

若シ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ後見人トナルコト能ハサルヲ以テ後見人ノ選
定ヲ必要トス

以上(ロ)(ハ)ノ場合ニ於テ夫又ハ妻カ後見人タラサルトキハトハ後見人ヲ辭任シ又
ハ其資格ナキ場合ヲ指スモノトス(民、九〇七條九〇八條)

(丙) 選定後見人(民、九〇四條)

選定後見人トハ指定又ハ法定ノ後見人ナキ場合ニ親族會ニ於テ、選定スル後見人ヲ
謂フ而シテ親族會ニ於テ後見人ヲ選定スル場合ハ即チ左ノ如シ

(イ) 未成年者ニ對シ最後ニ親權ヲ行フ父又ハ母カ其死亡前ニ遺言ヲ以テ後見人ヲ
指定セサル場合ニ於テ其未成年者カ戸主ナルトキ又ハ其未成年者カ家族ナルモ其戸
主カ後見人タラサルトキ

(ロ) 禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者ニ親權ヲ行フ父又ハ母ナキ場合ニ於テ其禁治産者
カ戸主ナルト又ハ其禁治産者カ家族ナルモ其戸主カ後見人タラサルトキ

(ハ) 妻カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルモ夫カ後見人タラサル場合ニ於テ其妻ニ對シ親
權ヲ行フ父又ハ母ナク然カモ其妻カ戸主ナルトキ

(ニ) 夫カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルニ妻カ後見人タラサル場合ニ於テ其夫ニ對シ親

權ヲ行フ父又ハ母ナク且其夫カ戸主ナルトキ

(ホ) (ハ)(ニ)ノ場合ニ於テ禁治産ノ宣告ヲ受ケタル妻又ハ夫カ家族ナルモ其ノ戸
主カ後見人タラサルトキ

以上各場合ニ於テ戸主後見人タラサルトキトハ戸主カ後見人ヲ辭任シ又ハ其資格ナ
キ場合ヲ指スモノトス(民、九〇七條九〇八條)

而シテ母カ親權ヲ行フ場合ニ於テ財産ノ管理ヲ辭シ親權ヲ行ヒタル父又ハ母カ其家
ヲ去リ戸主カ後見人ト爲ル場合ニ於テ隱居ヲ爲シ又ハ一旦後見人ト爲リタル者カ其
任務ヲ辭シタル場合ニ於テ更ニ後見人ヲ選任スルノ必要ヲ生シタルトキ其父母又ハ
後見人ハ直チニ親族會ヲ召集シ又未タ親族會ノ成立セサルトキハ其召集ヲ裁判所へ
請求スルコトヲ要スルモノトス(民、九〇五條)

第二 後見人ノ辭任(民、九〇七條)

後見人カ婦女タル場合ニ於テハ指定後見人タルト、法定又ハ選定後見人タルトヲ問
ハス其任務ヲ辭スルコトヲ得ルモ男子カ後見人タルヘキ場合ニ於テハ辭任ヲ許ササ
ルヲ原則トシ唯タ左ノ場合ニ限リ辭任ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

(一) 軍人トシテ現役ニ服スルトキ

- (一) 被後見人ノ住所ノ市又ハ郡以外ニ於テ公務ニ従事スルトキ
- (二) 自己ヨリ先ニ後見タル者ニ付キ辭任ノ事由存セシ場合及ヒ無資格ノ事由存セシ場合ニ於テ其事由ヲ消滅シタルトキ
- (三) 禁治産者ノ爲メニ十年以上後見ヲ爲シタルトキ但禁治産者ノ配偶者、直系血族及ヒ戸主カ後見人タルトキハ其任務カ十年以上ニ及フモ辭任スルコトヲ得ス
- (四) 此他正當ノ事由アルトキ

第三 後見人ノ無資格(民、九〇八條)

- 後見人ノ無資格トハ法律上後見人ト爲ルノ資格ナキヲ謂フ、故ニ其無資格者ヲ後見人ニ指定又ハ選定スルコト能ハサルハ勿論法定後見人タル地位ニ在ルトキト雖モ固ヨリ其後見人ト爲ルコトヲ得サルモノトス左ニ之ヲ列示スヘシ(民、九〇八條)
- (一) 未成年者
 - (二) 禁治産者及ヒ準禁治産者
 - (三) 剝奪公權者及ヒ停止公權者
 - (四) 裁判所ニ於テ免黜セラレタル法定代理人又ハ保佐人
 - (五) 破産者

- (六) 被後見人ニ對シ訴訟ヲ爲シ又ハ爲シタル者及ヒ其配偶者竝ニ直系血族
- (七) 行方ノ知レサル者
- (八) 裁判所ニ於テ後見ノ任務ニ堪ヘサル事跡、不正ノ行爲又ハ著シキ不行跡アリト認メタル者

第四 後見人ノ數(民、九〇六條九二六條一〇六條)

後見人ノ數ハ一人ナルコトヲ要ス即チ一ノ被後見人ノ爲メニ二人以上ノ後見人ヲ置クコト能ハサルモノトス然レトモ被後見人ノ財産ノ狀況ニ依リ後見人ノミニテ之ヲ管理スルコト能ハサルトキハ後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ有給ノ管理人ヲ使用スルコトヲ得ヘク又後見人ハ復代理人ヲ選任シテ被後見人ノ事務ノ代理ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス

第五 後見人ノ職務

- 後見人ノ職務ハ被後見人ノ身上ニ關スルモノト其財産ニ關スルモノトノ二ニ區別スルコトヲ得左ニ之ヲ説明スヘシ
- (一) 被後見人ノ身上ニ關スル職務(民、九二一條九二二條九三四條九三五條)
 - 未成年者ノ後見人ハ其被後見人ノ監護及ヒ教育ヲ爲スノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノ

ニシテ被後見人ハ後見人ノ指定シタル場所ニ其居所ヲ定ムルコトヲ要シ必要ナル範圍内ニ於テ自ラ被後見人ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルコトヲ得ヘク又兵役ヲ出願シ又ハ職業ヲ營ムニハ後見人ノ許可ヲ受クコトヲ要スルモノトス然レトモ後見人カ親權ヲ行フ父又ハ母ノ定メタル教育ノ方法及ヒ居所ヲ變更シ被後見ヲ懲戒場ニ入レ營業ヲ許可シ其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルニハ親族會ノ同意ヲ要スルモノトス

禁治產者ノ後見人ハ尙ホ禁治產者ノ資力ニ應シテ其療養看護ニ務ムコトヲ要シ之カ爲メ禁治產者ヲ病院又ハ私宅ニ監置スルト否トハ親族會ノ同意ヲ得テ後見人之ヲ定ムヘキモノトス

後見人ハ其被後見人カ戸主ナルトキハ之ニ代リテ其權利ヲ行フモノトス然レトモ被後見人ノ家族ヲ離籍シ、其復籍ヲ拒ミ又ハ家族カ分家ヲ爲シ若クハ廢絶家ヲ再興スルコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノトス又被後見人カ未成年者ニシテ親權者タルヘキトキハ後見人ハ被後見人ニ代ハリテ其親權ヲ行フモノトス

右ニ述ヘタル被後見人ノ身上ニ關スル後見人ノ職務ハ親權者カ未成年者ノ身上ニ關

スル親權ヲ有スル場合ニ其適用ナキモノトス蓋シ此場合ニ於テハ其親權者ハ未成年者ノ身上ニ關スル親權ヲ喪失スルコトナキヲ以テ其後見人ノ職務ハ單ニ被後見人ノ財產ニノミ關シテ權限ヲ有スルモノトス

(二) 被後見人ノ財產ニ關スル職務(民、九二三條九二九條九三一條)

後見人ハ被後見人ノ財產ヲ管理シ又其財產ニ關スル法律行為ニ付キ被後見人ヲ代表スルモノトス即チ被後見人タル未成年者又ハ禁治產者カ意思能力ナキトキハ後見人カ被後見人ヲ代表シテ其財產上ノ行為ヲ爲スヘク又被後見人カ意思能力アリテ自ラ財產上ノ行為ヲ爲ス場合ニ於テハ後見人カ之ニ其同意ヲ與フルコトヲ得ルモノトス又後見人カ被後見人ニ代リテ營業ヲ爲シ其他重大ナル財產上ノ行為ヲ爲シ又ハ未成年者ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルコトハ母カ親權ヲ行フ場合ニ同シ

第三目 後見ノ終了

後見ノ終了ハ其原因ニ因リ之ヲ絶對的終了ト相對的終了トノ二ニ區別スルコトヲ得ルモノトス

(一) 絶對的終了 未成年者カ成年ニ達シタルトキ禁治産者カ其宣告ヲ取消サレタルトキ又ハ未成年者若クハ禁治産者カ死亡シタルトキハ後見人ヲ置クノ必要ナキカ以テ後見ハ絶對的ニ終了スルモノトス

(二) 相對的終了 後見人ノ死亡、辭任若クハ免黜等ハ後任後見人ヲ要スルカ故ニ此場合ニ於テハ後見ハ相對的ニ終了スルモノトス

第四項 保佐人

保佐人トハ準禁治産者ノ行爲ニ同意ヲ與フル權限ヲ有スル者ナリ準禁治産者トハ民法第一一條ノ規定スルトコロニシテ畢竟心神ニ障害アリ其能力完全ナラサル者ニ對シ本人、配偶者又ハ親族ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ準禁治産者トシテ宣告シタルモノヲ云フ保佐人ハ後見人ト異ナリ積極的ニ準禁治産者ノ身體ヲ保護スル職務ヲ有スル者ニアラスシテ唯準禁治産者カ自ラ爲ス行爲ヲ保佐シ其智能ノ足ラサルヲ補フ職責ヲ有スルニ過キス從テ其權限ハ後見人ノ如ク行爲ヲ代表スルニアラスシテ準禁治産者ノ行爲ニ同意ヲ與フルニ在リ然レトモ其智能ノ缺ケタル者ニ對シ保護ノ方法タルハ後見ト相同シキヲ以テ我民法ハ保佐人ノ就職、組織、其ノ免除及ヒ無資格ニ關

シテハ禁治産ニ對スル後見人ノ規定ヲ準用スルモノトセリ從テ其詳細ハ後見ニ述ヘタル所ヲ參照スヘシ(民、九〇九條)

第五項 後見ノ届出(保佐人)

第一 届出ノ期間(戸、一〇九條一一〇條一一二條)

後見開始ノ届出ハ後見人就職ノ日ヨリ十日内、後見人更迭ノ届出ハ後任者就職ノ日ヨリ十日内又後見終了ノ届出ハ後見人ノ任務終了ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄(戸、一一三條五六條)

後見ニ關スル届出ハ被後見人即チ未成年者又ハ禁治産者ノ本籍地又ハ後見人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

被後見人ノ本籍地ノ市町村長ニ届出ヲ爲ストキハ届書ハ一通ニテ足ルモ後見人ノ所在地ニ於テ届出ヲ爲ス場合ニ於テ被後見人ノ本籍地ト異ナルトキハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

第三 届出義務者(戸、一〇九條一一〇條一一二條)

後見人就職ノ届出及ヒ任務終了ノ届出ハ後見人ヨリ之ヲ爲シ後見人更迭ノ届出ハ後見人ヨリ之ヲ爲スヘキモノトス

第四 届書ノ要件 (戸、一〇九條一一〇條一一一條)

(甲) 後見ノ開始アリタル場合ニ於テ後見人就職ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲス要ルモノトス其更迭ノ場合亦之ニ同シ

(一) 後見人及ヒ被後見人ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍

(二) 被後見人カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍

(三) 後見開始ノ原因及ヒ年月日

(四) 後見人就職ノ年月日

又後見人カ遺言ヲ以テ指定セラレタル者ナルトキハ届書ニ其指定ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添フルコトヲ要シ後見人カ親族會ニ於テ選任セラレタル者ナルトキハ届書ニ其選任ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス

(乙) 後見人ノ任務終了ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 被後見人ノ氏名及ヒ本籍

(二) 後見終了ノ原因及ヒ年月日

以上述べタル所ハ後見ノ届出ニ關スルモノナリト雖モ戸籍法第一一四條ハ後見人ニ關スル規定ハ保佐人ニ準用スルヲ以テ保佐人ノ就職届、更迭届及ヒ其ノ終了届等ハ總テ後見人ニ付キ述べタル所ニ依ルヘシ
尚ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

●後見開始届書式

其壹 法定後見人ヨリ届出ヲ爲ス場合

後見開始届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市麻布區網代町五番地

戸主太田久助甥

被後見人

太田敬吉

年月日生

右敬吉ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ因リ大正 年 月 日後見開始

東京市麻布區網代町五番地戸主

後見人

太田久助

右久助大正 年 月 日就職

年 月 日生

右後見開始及御届候也

大正 年 月 日

東京市麻布區長 何 某殿

右届出人 太 田 久 助 ㊤

●後見開始届書式

其貳 夫カ禁治産ノ宣告ヲ受ケ妻ヨリ届出ヲ爲ス場合

後見開始届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市麻布區網代町五番地戸主

被後见人 太 田 久 助

右久助ニ對シ大正 年 月

年 月 日生

日禁治産ノ宣告アリタルニ因リ後見開始

後见人 久助妻 大 田 久 助 ㊤

右久助大正 年 月 日就職

年 月 日生

右後見開始及御届候也

大正 年 月 日

東京市麻布區長 何 某殿

右届出人 太 田 久 助 ㊤

●後見開始届書式

其參 遺言ニ因リ後见人ニ指定セラレタル者カ届出ヲ爲ス場合

後見開始届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市赤坂區南町五番地戸主

被後见人 高 田 力 三

右力三ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ因リ大正年 月 日後見開始

年 月 日生

入事法書式便覽